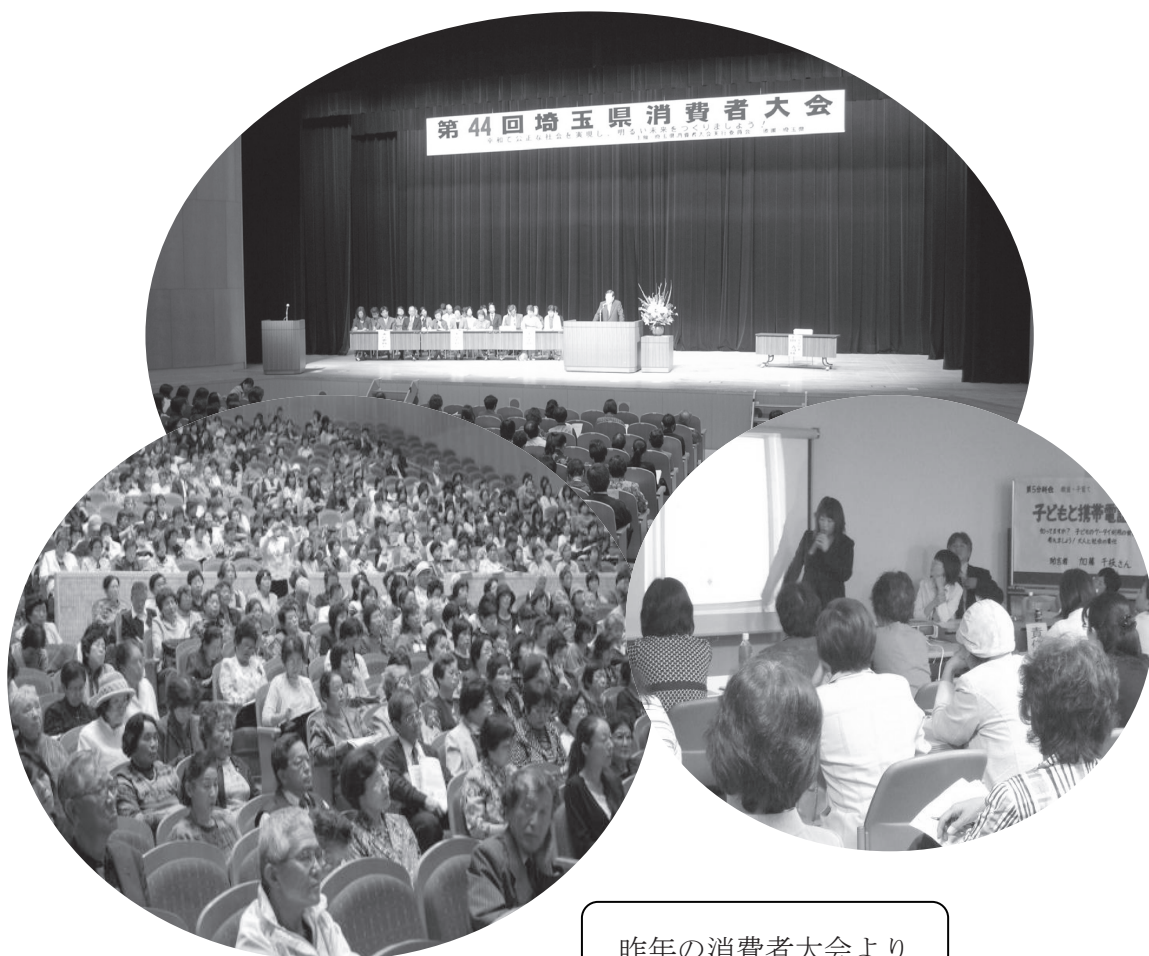


第45回 埼玉県消費者大会



昨年の消費者大会より

大会スローガン

高めよう、消費者市民力！平和で安心してらせる社会をつくりましょう

日時 2009年10月15日(木) 全体会 10:30~12:30
分科会 13:30~15:45
会場 埼玉会館 大ホール・小ホール・会議室
主催 第45回埼玉県消費者大会実行委員会
後援 埼玉県

第 45 回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体名簿

【大会役員】

実行委員長 片貝 弥生 (埼玉県地域婦人会連合会)
 副実行委員長 加藤 ユリ (新日本婦人の会埼玉県本部)
 事務局 長 伊藤 恭一 (埼玉県消費者団体連絡会代表幹事)

団 体 名	代表者名
埼玉県地域婦人会連合会	片貝 弥生
コーペル	宮沢 方子
新日本婦人の会埼玉県本部	加藤 ユリ
埼玉母親大会連絡会	平澤 侑
埼玉公団住宅自治会協議会	佐藤 利彦
埼玉県生活協同組合連合会	伊藤 恭一
埼玉県生協ネットワーク協議会	滝澤 玲子
生活協同組合さいたまコープ	佐藤 利昭
生活協同組合ドゥコープ	坂本 美春
医療生協さいたま生活協同組合	神谷 稔
さいたま住宅生活協同組合	本山 豊
埼玉県労働者共済生活協同組合 (全労済)	片山 修三
J A 埼玉県女性組織協議会	青木 敏子
埼玉県農民運動連合会	立石 昌義
N P O 法人埼玉消費者被害をなくす会	池本 誠司
埼玉県消費生活コンサルタントの会	佐藤 洋子
春日部市くらしの会	齋藤 恂子
加須市くらしの会	杉沢 正子
久喜市くらしの会	宮内 智
志木市くらしの会	木下 里美
白岡町くらしの会	川嶋 ヒロ子
越谷市消費生活研究会	中村 千代子
さいたま市消費者団体連絡会	久慈 美知子
所沢市消費者団体連絡会	河村 フクエ

大会プログラム	1
も 基調報告	5
く 県への要請書	13
大会アピール (案)	15
じ 分科会資料	16
実行委員会参加団体紹介	32
資料編：市町村における消費生活関連事業調査の結果報告書	41

大会プログラム（全体会）

開場：10時00分 開会：10時30分 閉会：12時30分

- 10時30分 開会（司会）
飯尾 茂子さん（コーペル）
友野 和子さん（所沢市消費者団体連絡会）
- 10時32分 **コカリナ演奏**（特定非営利活動法人日本コカリナ協会）
「木立をぬける風の音」、「こきりこ節」、「G線上のアリア」
- 10時45分 実行委員会団体紹介
- 10時48分 主催者挨拶
片貝 弥生 実行委員長
- 10時53分 来賓挨拶
安久沢 良一 氏（埼玉県県民生活部副部長）
- 11時00分 基調報告、埼玉県への要請
伊藤 恭一 事務局長
- 11時20分 記念講演
『人はなぜ騙されるのか』
～科学者が解明！消費者被害から核兵器まで～
安齋 育郎 さん
（立命館大学名誉教授）
お願い：講演中の録音、写真・ビデオ撮影はご遠慮下さい。
- 12時20分 大会アピール採択
久慈 美知子さん（さいたま市消費者団体連絡会）
- 12時30分 閉会

お願い：会場内では携帯電話の電源はお切りください。
開演中の飲食はご遠慮ください。

大会プログラム（分科会）

開場：13時00分 開会：13時30分 閉会：15時45分

No.	分科会名	内 容	会 場
1	「世界の食料と 農業のいま」 ～日本の未来は？～	日本の食料自給率は41%と昨年より上昇傾向にありますが、まだまだ60%近くを海外に頼っている状態です。世界や日本の食料事情や農業について学習し、私たちはどうすればよいのか一緒に考えてみませんか？	小ホール
	助言者	鈴木 宣弘さん (東京大学大学院 農学生命科学研究科教授)	
2	「安心して くらししていくために」 ～どうなるの介護・医療～	この間、社会保障費が抑制されてきた影響により、医師不足、病院の閉鎖、介護現場での人手不足等が問題になっています。身近な問題から介護・医療が安心して受けられるためにはどうしたらよいか一緒に考えてみましょう。	2階 ラウンジ
	助言者	日野 洋逸さん (医療生協さいたま生活協同組合 所沢診療所事務長)	
3	「私たちの消費者庁へ」 ～届け！消費者の声～	消費者庁が設置され、消費者重視の行政へ、転換の第一歩となりました。私達がのぞむ消費者庁とは？現段階の消費者庁の方向性と課題を学習し、後半、県担当者・相談員・消費者を交えパネルディスカッションで理解を深めます。	3C 会議室
	助言者	池本 誠司さん(弁護士・NPO法人埼玉消費者被害をなくす会理事長・消費者庁参与)	
4	「地球温暖化防止に 向けての 産業界の関わり」	昨年は「温暖化防止にむけて、私たちに出来ること」をテーマに分科会を行いました。今年は、企業活動含めて広く学ぼうと、産業界と環境団体から助言者をお呼びしました。温暖化防止は、全ての市民・企業の課題です。みんなで地球環境を守っていきましょう。	7B 会議室
	助言者	豊田 和行さん(シャープ(株)環境安全本部参事) 平田 仁子さん(気候ネットワーク事務局長)	
5	「子どもの放課後 について考える」 ～部活動について話し合っ て みませんか？～	主に中学の部活動は参加が必須になっている現状の中、部活に参加したくない生徒の居場所は・・・？ 過熱する部活への親の関わり方等、部活を通して見えてくる様々な問題を、みんなで話し合みましょう。	7A 会議室
	助言者	川崎 宏さん (さいたま教育文化研究所)	

記念講演

安齋 育郎 さん プロフィール

立命館大学名誉教授・国際平和ミュージアム名誉館長



☆プロフィール☆

1940 年東京に生まれる。東京大学工学部原子力工学科を卒業後、大学院修士および博士課程で放射線健康管理学を専攻。工学博士。

東京大学医学部放射線健康管理学教室助手、中央大学商学部兼任講師、東京医科大学病院管理学教室客員助教授などを経て、1986 年より立命館大学国際関係学部教授、2005 年より名誉教授、特命教授。

担当科目は、平和学、現代平和論研究、科学的な見方・考え方など。1995 年より、国際平和ミュージアム館長、2008 年より同・名誉館長。

現在、平和のための博物館国際ネットワーク執行委員。原爆忌全国俳句大会実行委員長。原水爆禁止世界大会議長。

☆主な著書☆

『人はなぜ騙されるのか』(朝日新聞社)

『オウム・超常現象と科学』(清風堂書店)

『「科学する心」を育てる』(医療保険研究所)

『だからあなたは騙される』(角川書店)

『こっくりさんはなぜ当たるのか』(水曜社)

『だます心だまされる心』(岩波書店)

『放射線と放射能』(ナツメ社)

『日本から発信する平和学』(法律文化社)

『ビジュアルブック語り伝えるヒロシマ・ナガサキ』(全5巻、新日本出版社、第7回学校図書館出版賞)

『ビジュアルブック語り伝える沖縄』(全5巻、新日本出版社、第9回学校図書館出版賞)

『日本は危機か』(ヨハン・ガルトウングとの共著、かもがわ出版)

『イラク後のアメリカの戦略と世界平和』(かもがわ出版・共著)

『だまし博士のだまされない知恵』(新日本出版社)など多数。

趣味はマジック(東京大学学生時代、奇術愛好会第3代会長)、お絵かきなど。『上方芸能』誌に「靈感を科学する」を 20 年以上連載中。近年、オカルト・超能力ブームを批判的に考える立場から、新聞・雑誌・ラジオ、テレビなどに登場。1994 年9月、オウム真理教の機関紙『ヴァジラヤーナ・サッチャ』第2号で「超能力批判の最先鋒」として批判される。

1. 木立をぬける風の音
2. こきりこ節
3. G線上のアリア



演奏：吉田和世

NPO法人日本コカリナ協会公認講師。

2005年5月熊谷文化創造館さくらめいとコカリナ教室の受講生として太田裕美さんのコンサートでの共演がきっかけで、コカリナと舞台に魅せられる。

東京コカリナアンサンブルのメンバーとして首都圏で活動。また、北京：人民大会堂、ウィーン：コンツェルトハウスでの演奏に参加。

“コカリナの伝道師になれば・・・”と思いを募らせている。

コカリナ

コカリナは、元は『桜の木でできたオカリナ』と呼ばれて東欧ハンガリーの露天で売られていた笛でした。黒坂黒太郎が「コカリナ」と命名し、日本の木工家と共に様々な改良を加え、楽器として精度の高いものに作りあげました。

1998年の長野オリンピックの際、道路建設によって伐採された木からコカリナを製作、会場で子供達が演奏することによって多くの人々に知られるところとなりました。また、広島の前原で焼かれた木(被爆樹)からもコカリナが作られています。

優しい音色を持っているため、自然環境を守るシンボリックな楽器としても大きな注目を浴びています。



<連絡先>

日本コカリナ協会

136-0072

東京都江東区大島 5-34-17-202

Tel 03-5626-1574

Fax 03-5626-1568

koca@crux.ocn.ne.jp

<http://kocarina-k.or.jp>

大会スローガンと基調報告

「高めよう、消費者市民力！」

「平和で安心してらせる社会をつくりましょう」

I. これからの社会～消費者・生活者が主役の社会（消費者市民社会）を

1. 消費者市民社会とは

「人は、豊かな消費生活を願う『消費者』と、ゆとりのある生活を願う『生活者』の立場を兼ね備えている、この人たちのことを『消費者市民』と呼べよう。また、『消費者市民社会』は、『消費者市民』が社会の主役として社会の発展と改善に積極的に参加する社会で、社会モデルとしての考え方である。」（平成20年度版国民生活白書）

2. 憲法の理念が生かされ、消費者・生活者のくらしが最優先される社会です。

(1) 憲法の前文に明記されている「平和のうちに生存する権利を有する」（平和的生存権）が保障されなければなりません。

また、憲法25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と生存権が謳われています。

(2) 国民は、長年、年金・医療などの社会保障の充実を求め続けてきました。

国民の願いや総意（民意）が実現する社会にしていくことです。くらしの安心を願う国民の声が大きくなるなかで、政府や与野党こぞって「産業優先・事業者中心の社会から消費者・国民目線、くらしを最優先にした社会・行政への転換」を掲げるようになってきました。

(3) 8月の総選挙で国民は、年金などの社会保障充実・国民生活最優先の政策に期待し、新しい政治に願いを託しました。

国民のくらしが大切にされてこなかったこれまでの政治が否定されたのではないのでしょうか。一方、新しい政府は、国民の期待に応えなければなりません。国民は、政策の進捗状況を点検するとともに、その実現のために国民の願いや声をこれまで以上に発信していくことが重要です。

3. 日本経済の再生には、過度の輸出依存から内需を中心とした経済への転換が必要とされています。雇用の安定と家計の消費を増やすための施策が求められています。

(1) 現在の最優先課題は、年金・医療などの社会保障制度の充実・再構築です。

①誰でも一定金額以上の年金を受け取ることができる公的年金制度が必要です。

②健康保険料や窓口負担の低減など医療制度の改善、国民皆保険制度の充実が切実な願いとなっています。

- ③介護職員が確保され、安心して介護が受けられるように介護保険制度の充実が必要です。
- ④「教育の機会均等」が保障されるように、教育費用の無償化・授業料等の低額化が必要です。大学生には、給付制奨学金制度の新設が期待されています。

(2) 企業の身勝手な社員の解雇・雇い止めをやめさせるとともに、失業者へのセーフティネットの拡充と雇用を創造していくことが求められています。

- ①企業には、これまで蓄積した内部留保（剰余）と雇用調整助成金などを活用して、極力雇用を維持すべきです。
- ②すべての失業者に失業給付金が支給されるようにすることと、生活支援金付職業訓練制度の充実などのセーフティネットの拡充が必要です。
- ③労働者派遣法の見直しが必要です。製造業への派遣と登録型派遣の禁止が求められます。

4. 現実には、格差と貧困が広がっています。人が尊厳をもって生きていける社会になっているのでしょうか。

(1) 2007年まで大企業は大儲け、一方、家計所得は平成になってから最低になっています。

- ①2007年、年収200万円以下のワーキングプアは約1000万人を超えています。また、働く人の半数が、年収300万円以下という状況でもあります。
- ②2007年の世帯平均所得は556万円、ピーク時94年から100万円以上減少しています。世帯当たりの所得の中央値448万円、その半分の相対的貧困者率は急増しています。

(2) 派遣切りなど雇用の破壊で、生存に関するような深刻な貧困が広がっています。

- ①前年比、47万人の非正規労働者が職を失いました。その多くは、失業給付は受けられず住まいも奪われるという悲惨な状態に置かれています。
- ②正規労働者への解雇もひろがり、7月の完全失業者は359万人、完全失業率は5.7%と過去最悪となっています。
- ③今年5月の生活保護世帯は過去最多を更新し121万5379世帯になりました。しかし、窓口規制で補足率は3割程度といわれ、多くの人が生活保護も受けられず苦しんでいます。

(3) 追いつめられて命を絶つ人（自殺者）は、2008年まで11年連続して3万人をこえています。今年も自殺者数が過去最高を更新する勢いで推移しています。

- ①日本の自殺率（10万人あたり）は24と先進国で一番高くなっています。経済・生活苦による自殺者が多いことによります。
- ②2008年の自殺者は32,249人、経済・生活苦による自殺者は7404人、約4人に1人の割合です。経済的理由による自殺は、あつてはならないものです。

(4) 自殺以外にも、経済的な理由などで命を落とされる方が続出しています。

- ①毎年100人近い餓死者がでています。生存権が確立しているとはいえません。

②健康保険料が払えず、健康保険証を取り上げられた人は全国で34万人以上となっています。保険証が取り上げられ医療を受けられず手遅れで死亡した人は、全国1,000の救急告示病院だけでもこの2年間で475人にのぼっています。

(5) 介護殺人という切羽詰まった悲劇も毎年数十件発生しています。介護保険制度の介護は果たして必要としている人に行き届いているのでしょうか

- ①介護職員は不足し、介護サービスが必要な人でも利用できないという状況が生まれています。介護職員の給与は大変低い水準に置かれ、離職率が高いことによります。
- ②特別養護老人ホームの待機者38万人、介護型療養病床の不足など安心して介護を受けられる社会にはなっていません。

II. かけがえのない地球 (ONLY ONE EARTH) を次世代に引きつぐために

1. 地球温暖化防止—気温上昇を産業革命前に比べ2度以内に抑えることが大命題です。

(1) 7月開催されたラクイラ・サミットでは、そのためには「先進国が全体として2050年までに温室効果ガスを80%以上削減する」との長期目標が合意されました。

- ①先進国は、2020年までに1990年比25~40%削減することが求められています。
- ②EUは2020年までに全体として1990年比20%削減の目標を決定しました。ドイツ40%、イギリス34%、フランス20%と、それぞれ1990年比の削減目標を掲げています。
- ③EUは2020年までに、自然エネルギーをエネルギー供給の20%とする計画です。ドイツでは電力の30%以上を自然エネルギーにする意欲的な目標となっています。

(2) 鳩山新首相は、9月22日、国連気候変動首脳会合で、2020年までの中期目標として「温室効果ガスを1990年比25%削減する」という国際公約を宣言しました。新しい目標は世界から高い評価と歓迎を受けるものとなっています。

- ①日本の直接排出量の8割は産業界からのものです。そのうち発電所と製鉄所から42%の排出割合となっています。義務的な排出量取引制度（企業などに排出枠を設定し、排出枠が余れば売却し、不足すれば購入しなければならない）の創設など産業界の排出量を大幅に削減させる政策がまず第一に求められます。
- ②日本ではこれまで、自然エネルギーは電力の1割程度と、現状から若干増やすだけの目標となっていました。新政権は、太陽光発電の拡大など再生可能なエネルギーの積極的な活用政策を検討しています。これは、“グリーンニューディール”政策ともいわれ、雇用や地域の経済に大きな効果が見込まれます。
- ③埼玉県では2009年度より新しい地球温暖化対策実行計画をスタートさせました。2020年において2005年比25%の削減を目標とし、事業者の排出量取引制度の創設、太陽光発電の普及、県民運動として“CO₂削減 家庭の電気ダイエットコンクール”の実施などが決められています。

2. 「核兵器のない世界」への運動が世界で急速に広がっています。核兵器廃絶運動を強め2020年には、地球上から核兵器をなくしましょう。

(1) 9月24日の国連安全保障理事会核不拡散・核軍縮首脳会議において議長のオバマ米大統領から提案された「核兵器のない世界」をめざす決議が、全会一致で採択されました。

- ① 4つの核兵器保有国（米、露、英、仏）が参加した7月のラクイラでの主要国首脳会議でも「核兵器のない世界に向けた状況をつくることを約束する」との声明が発表されました。
- ② 7月中旬、非同盟諸国（どの軍事ブロックにも参加していない国、国連加盟国数の3分の2以上の国数）首脳会議が開催され、ここにおいても「核兵器廃絶をめざす」との宣言が採択されています。
- ③ 日本では、6月に衆議院・参議院の両本会議において、はじめて「核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議」が全会一致で可決されました。「わが国は、唯一の被爆国として、世界の核兵器廃絶に向けて先頭に立って行動する責務がある」と述べています。

(2) 今日のような「核兵器のない世界」への大きなうねりを作り出してきた本当の力は、日本の被爆者団体や核兵器廃絶を願う世界の人々の運動です。

- ① オバマ米大統領は、チェコの首都プラハで「核兵器のない平和で安全な世界」の建設を訴えました。これが、新たに核兵器廃絶運動を盛り上げる契機となりました。
- ② しかし、今日の核兵器廃絶運動の到達点を生み出してきた本当の力は、アメリカ国内をはじめ世界各地で原爆展を開催し、被爆体験を語り続けてきた日本の被爆者団体・平和団体の50年を超える粘り強い運動といわれています。
- ③ 2020年までに核兵器の廃絶を提唱している平和市長会議への加盟都市は134国・地域3047都市へと急速に広がっています。

(3) いよいよ、来年5月NPT（核拡散防止条約）再検討が開かれます。核兵器を廃絶するうえでの絶好のチャンスが到来します。

- ① 2020年には、地球上から核兵器がなくなるように、2010年のNPT再検討会議において、核兵器廃絶の確約、核兵器禁止条約の締結を実現させなければなりません。
- ② 来年5月ニューヨークで開かれる核拡散防止条約(NPT)再検討会議に、全世界から「核兵器廃絶」の大きな声を集めることが必要です。
- ③ 唯一の被爆国である日本の運動を大きく盛り上げていくことが重要です。

Ⅲ. 消費者・生活者を取り巻く状況

1. 9月1日に消費者庁が誕生しました。本当に、消費者の権利が確立し消費者の利益が守られる社会とするには、これからの消費者の運動と役割の発揮が極めて重要です。

- (1) 消費者庁は消費者行政の司令塔として、産業優先から消費者の利益を優先する社会・行政への転換を意図して設置されました。
- ①JAS 法、食品衛生法、景品表示法、消費者契約法、など 29 の法律を所管し、一元的に消費者政策をすすめることになりました。
 - ②消費者委員会も設立され、政府各省庁への監督、勧告権限が付与されました。消費者の立場に立った強いリーダーシップの発揮が求められています。
 - ③地方消費者行政の充実も提起されましたが、自治体の受け止めは十分ではありません。
- (2) 消費者基本法を具体化し、生かしていくことが消費者の権利を確立していく道筋です。
- ①事業者には責務を全うさせることがまず第1です。この活動には、消費者団体訴訟制度の活用が最も有効です。商品やサービスのチェック活動を基に消費者に不利益を与える契約・約款や表示などの改善を事業者申し入れ、改善されない場合は、訴訟に訴えるという活動です。
 - ②消費者団体訴訟制度の訴権を有する団体が、適格消費者団体です。「埼玉消費者被害をなくす会」が全国 7 番目の団体として今年 3 月 5 日総理大臣から認定を受けました。埼玉県で消費者被害を減少させていく活動が期待されます。
 - ③国・地方公共団体の責務を全うさせていくうえで法律や条例の制定・改正などの社会システムづくりの活動がこれからも必要です。
 - ④消費者には、社会の主役として消費者力を高め、消費者の役割を発揮していくことが求められています。商品やサービスを適切に選択できる力が消費者力です。事業者や国・地方公共団体が責務を果たすように働きかける力も消費者力として強めることが大切です。
- (3) 地方消費者行政予算は縮小の一途を辿っており、地方の消費者行政の充実が重要です。
- ①地方自治体に消費者行政のために交付される地方交付税の総額は倍増されることになっています。各市町村は、その財源を消費者行政に積極的に活用することが大切です。
 - ②市では少なくとも週 5 日以上消費者相談窓口の開設が求められています。
 - ③国や地方公共団体と消費者団体の協働で消費者力の向上がはかられます。消費者団体の育成・支援も消費者行政充実の要諦です。とくにこの視点が欠落しています。
2. 「食料危機」はますます深刻になります。農業を守り食料自給率を上げることは国としての確かな礎を築くことです。

- (1) WTO 体制—関税などの貿易ルールづくりの推進—への反省が始まっています。
- ①国連では、だれもが安全で栄養のある食料にありつける権利を「不可欠な人権」として決定し、「食料に対する権利」を実現しなければならないと勧告しています。
 - ②この 7 月に開催された G 8 農相会合は「農業と食料の安全保障は、国際的課題の中で核心に位置づけられる」と食料問題が世界の重要課題であることを改めて提起しました。
 - ③飢餓・栄養不足人口は、これまでの 8 億人から、過去最悪の 10 億 2000 万人に達するとされています。国連は、“自由化よりも飢餓を防げ”と勧告しています。

(2) 日本の2008年度食料自給率は41%と漸増しましたが、先進国最低の食料自給率の向上は喫緊の課題です。

- ①政府は食料の自給率（カロリーベース）目標を50%に引き上げました。その目標を達成させるためには、あらゆる自給率向上のための政策を展開することが必要です。
- ②洪水防止機能、河川流況安定機能、地下水涵養機能、土壌侵食防止機能など、農業は国土を守る重要な公益的機能も有しており、大切に保全しなければなりません。
- ③農業を守るためには農家への所得補償政策・中山間地域の直接支払いなど思い切った財政支援が必要です。アメリカやヨーロッパに比べて財政支援は少ない状況です。
- ④地産地消の運動は、食料自給率を向上させるとともに環境や食の安全を守ることに有効な取り組みです。消費者も応援していきましょう。韓国・身土不二（その地域で採れたものが体に良いとする考え）、イタリア・スローフード運動、アメリカのCSA（アメリカ版産直運動）の取り組みなども世界で広がっています。

(3) フードマイレージ運動は、なるべく近くで採れた食料を食べた方が添加物を使わずに済み、輸送に伴う環境汚染も少ないという考え方にもとづいた運動です。

- ①日本のフードマイレージは9,000億トン・kmで世界最大であり、アメリカ・韓国の3倍となっています。フードマイレージは「食べ物の重さ×運ぶ距離」で計算されます。
- ②輸入品は国産品に比べて以下のように数倍のCO₂を排出します。

	国産の場合	輸入品の場合	輸入の方が国産の
うなぎ1尾	30g	630g	21倍
豆腐一丁分の大豆	45g	204g	4.5倍
食パン1斤分小麦	35g	145g	4.1倍
ブロッコリー1房	11g	103g	9.4倍
フランクフルト1本	0.2g	35g	175倍

③国産品にも違いがあります。トラック輸送で重量1kg当たり排出されるCO₂は以下のとおりです。（概算）

埼玉産	0	石川・宮城産	50g	青森・広島産	100g
北海道産	130g	宮崎・福岡産	150g		

④CO₂の排出量100gは、テレビ使用3時間・1日エアコンの暖房温度を2℃上げる・エアコン使用3時間の排出量に相当します。

(4) 食料と一緒に世界から沢山の水を輸入しています。水危機も予想され食料・水の輸入はますます困難になります。

- ①輸入農産物を国内で生産したと仮定しての必要な水（仮想水 バーチャルウォーター）の量は640億トンで国内の使用とほぼ同量です。水の自給率は約50%といえるかもしれません。
- ②こめ1kgに3.6トン、小麦1kgに2トン、豚肉1kgに6.5トン、牛肉1kgに20トンの水が使われています。
- ③牛丼1杯1887L、ハンバーグ100g1859Lの仮想水は、家庭用風呂10杯分に相当します。

3. 消費者は「食の安全」にまだまだ多くの不安を抱いています。食の安全性を確保する社会システムをさらに前進させましょう。

(1) 重大な食品の中毒事件が発生しています。食品の監視・検査体制の強化が必要です。

- ①「手作り餃子中毒事件」「メラミンを含んだ毒ミルク事件」が発生し、深刻な健康被害が広がっています。事件後、輸入食品検疫所で冷凍加工食品の残留農薬検査が行われるようになりました。輸入食品の検査体制を大幅に強化することが必要です。
- ②企業の利潤最優先の悪質な食品偽装事件は増加しています。JAS法を厳格に改正することなど政府の食の安全確保の責任を果たすことが望まれています。
- ③「三笠フーズ」などが農水省から買い取った、残留農薬殺虫剤メタミドホス、カビ毒アフラトキシン、殺虫剤アセタミプリドに汚染された米が全国都府県 393 の業者に食用として転売され、和菓子や学校・施設・病院の給食などで販売・提供されました。国民の安全を確保することより、企業利益や省益を優先した言語道断の不祥事といえます。

(2) 新技術により生産される食品なども出回っており、消費者の「食の不安」は決して払拭されていません。リスクコミュニケーションの充実や表示の改善など食品安全政策の進化が一層求められています。

- ①最近輸入された米国産牛肉から BSE の病原体が蓄積しやすい脊柱がみつかりました。頻繁な違反と見逃しも指摘されており、厳格な輸入時の検査が要望されています。
- ②食品安全委員会は、体細胞クローン（体の細胞から全く同じの個体を作り出す）技術で生まれた牛や豚、その子孫についても「食べても安全」との最終評価書をまとめました。日本も欧米も出荷は自粛されていますが、法的規制がなければ海外から輸入されてくる可能性は否定できません。
- ③受精卵クローンの肉は、すでに市場に出回っているといわれています。表示制度を新設し、消費者の「選ぶ権利」が大切にされなければなりません。
- ④GMO(遺伝子組換え作物)は、1996年に商業栽培が始まって以来、急速に作付面積が増やされました。アメリカでの作付割合は、大豆 90%以上、トウモロコシ 70%以上となっています。輸入割合からして、日本に流通している大豆・トウモロコシの3分の2以上は遺伝子組換え作物となります。GMOにも不安は指摘されており、厳格な表示制度への改善が必要です。

4. 昨年の合計特殊出生率は 1.37 でした。最低だった 2005 年の 1.26 から 3 年連続の微増となりましたが、すでに人口自然減少国となっています。

(1) 子育て支援は立ち遅れ、少子化対策予算は、EU の国の 3 分の 1 程度となっています。

- ①フランスは出生率を人口が維持できる水準に近い 2.02(2008 年)まで回復させました。スウェーデン 1.91、イギリス 1.9 と続いています。
- ②日本の少子化対策費は、EU の国との比較では、概ね 3 分の 1 以下と大変少なくなっています。GDP 比でフランス 3.02% 英国 2.93% ドイツ 2.01% 日本 0.75% です。

(2) 子育て支援の環境整備も不十分のまま放置されています。

- ①働く女性は増加するのに、認可保育所は1980年代から殆ど増えていません。その結果、保育所の待機児童数は、前年同期(10月)より4万人増えています。無認可保育所の利用者などを含めた潜在的待機児童数は70~80万人に及ぶとされています。
- ②3歳未満の子供をもつ労働者の短時間勤務制度や介護休業給付率の引き上げなどを内容とする育児・介護休業法の改正案が衆議院を通過しました。一方で、妊娠・出産を理由とした解雇などに関する相談も増えており職場では旧態以前の実態でもあります。
- ③こども医療費補助は、多くの都道府県で広がってきています。1800ある市町村のうち中学生まで通院費を軽減しているのは約350自治体、入院費を軽減しているのは518自治体となりました。しかし、地域格差が懸念されています。埼玉県では、13市町が中学生まで入通院無料となりましたが、ある市ではそれぞれ6歳までとなっており、その格差は県内でも9年となります。

6. 「教育は国家百年の大計」といわれ、日本の今後の活力は、教育の充実にあります。また、教育への財政支出拡充は最大の子育て支援でもあります。

(1) 日本の教育費への公的財政支出は非常に少なく、その結果として、私費負担が大きく、教育格差が広がることになっています。

- ①公的教育予算のGDP比は3.3%とOECD(米欧など先進国参加の経済協力機構)28加盟国中27位です。教育費全体に占める私費負担は34%と韓国に次いで高くなっています。
- ②とりわけ、大学など高等教育への公的財政支出のGDP比は0.5%と極めて少なく、28カ国中最低です。私費負担の割合は67%とOECD平均の2倍以上になっています。これが高い授業料など大学における負担の大きさとなっています。
- ③高校入学から大学卒業までにかかる費用は一人平均1023万円、わが子のための教育費は年収の34%にも上っているといわれています。
- ④年収1000万円以上の家庭の子どもの大学進学率は6割を超えるのに対して、400万円以下だと3割ほどとなっています。このような教育格差が生まれています。

(2) 本来、教育費は無償であるべきです。「教育の機会均等」が守られるように中・高等教育費の無償化と大学生には給付制奨学金が提供されるように要望しましょう。

- ①日本の1クラスの平均人数(2007年)は、小学校28.2人、中学33.2人で、それぞれOECD平均の21.4人、23.9人を大きく上回っています。中学校のクラス人数では、30人を上回るのは日本と韓国の2カ国だけです。
- ②就学困難な児童生徒に学用品・通学費・給食費などを補助する「就学援助制度」の援助を受ける児童生徒は、全国で7人に1人、13.7%約150万人に増加しています。
- ③国際人権規約にもとづいて世界の国々では高校と大学の学費を段階的に無償化してきています。その規約の発行を留保しているのは日本とマダガスカルのみです。
- ④この3月時点で授業料を滞納していた大学生は1万5千人、高校生は1万7千人となっています。そして、昨年度は8千人近い大学生が「経済的理由」で中退しています。高校生の中退も急増しています。

要 請 書

私たちは、今年24の県域・市域の消費者団体による実行委員会を4月15日に発足させ、半年に及ぶ準備活動を経て、本日、第45回埼玉県消費者大会を開催致しました。この間、埼玉県からは格別の御支援御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、アメリカの金融危機に端を発した未曾有の世界同時不況は、国民生活を直撃し“貧困派遣村”などに見られるような深刻な生活苦をもたらしています。経済のグローバル化、市場原理一辺倒の経済政策の破綻とされ、経済や社会の仕組みの大転換が求められています。日本においては、過度に輸出に依存する経済から、国民の消費・内需を基本として安定して発展する経済に転換されるべきとされています。すなわち、年金や医療・介護などセーフティネットを充実させ、国民が安心して生きていける社会を築くことが優先課題となっています。これが、持続的な経済発展にも繋がっていくものと考えます。また、温暖化対策や農業分野への積極的な政策展開も経済成長政策として位置づけられるものです。

このような中で、私たちは、「高めよう、消費者市民力！平和で安心してらせる社会をつくりましょう」のスローガンを掲げ、安心してらせる社会づくりについて話し合いました。この消費者大会の討議に基づき、以下のように、政府や県など行政への要望事項を取りまとめました。知事には、私たち消費者の願いを受けとめ、県の行政施策に反映されるとともに国や市町村行政に働きかけて頂きたいと要請する次第です。

記

1. 暮らしについて

- (1) 国に、最低保障がされる公的年金制度を急いで実現するように要請して下さい。
- (2) 県として、多重債務で苦しんでいる人などに低利で貸し出す制度をつくって下さい。
- (3) 社会保障充実の財源は、徹底した税金のムダ使いを無くすことから求め、消費税増税など国民負担を増やさないように国に働きかけて下さい。

2. 医療・介護・福祉について

- (1) 引き続き、医師や看護師など、医療従事者の確保と育成に努めて下さい。
- (2) 後期高齢者医療制度の廃止と75歳以上の医療費無料化を要望します。
- (3) 市町村と連携し国民健康保険料を大幅に値下げされることを要望します。
- (4) 要介護者すべてに介護サービスが行き届くように、特別養護老人ホームなどの介護施設の拡充、介護職員確保のための待遇改善など介護保険制度を充実改善して下さい。

3. 子どもの健全な発達について

- (1) 国や市町村の施策と合わせ、全ての市町村で中学生までを対象とした乳幼児医療が

現物給付で助成されるようにして下さい。

- (2) 学校給食費など含めて義務教育と高等学校を無償にして下さい。
- (3) 大学の授業料も無償もしくは低額にして下さい。また、給付制の奨学金制度の実現のために国に働きかけるとともに、県独自の施策を検討されることを要望します。
- (4) すべての学校・学年で少人数学級を実現して下さい。認可保育園、学童保育の拡充も要請します。

4. 消費者行政の充実について

- (1) 各市町村に消費者行政活性化交付金等を活用して消費者行政を充実するように指導して下さい。市町村の消費者相談体制・消費者自立支援活動・消費者団体の支援の強化が重要施策となるようにして下さい。
- (2) 「消費者基本法」第26条の「消費者団体の活動の促進に必要な施策を講ずること」を具体化し、県域・市町村の消費者団体への支援を積極的に具体化して下さい。

5. 農業と食料自給率について

- (1) 全ての販売農家を対象とした価格・所得保障などの農業所得補助予算が増やされるように国に働きかけて下さい。埼玉県も独自上乘せをして支援を強めて下さい。
- (2) 地産地消の推進、学校給食での米飯・米粉パン・県産小麦のパンの使用を増やすなど埼玉県の自給率向上に繋がる施策を進めてください。

6. 食の安全について

- (1) 輸入食品の安全性を確保するために、国へ監視・検査体制の強化を要請して下さい。
- (2) 県内の食品事業者の衛生監視指導を強めるために食品監視員を増員するなど保健所の機能を強化して下さい。また保健所の統廃合計画の再考を要請します。
- (3) 冷凍加工食品の残留農薬検査など食品の検査を充実するようにして下さい。
- (4) 食肉と精米でDNAによる表示の特別調査が始まりました。引き続き偽装表示、不当表示の取締りを徹底して下さい。

7. 環境について

- (1) 地球温暖化防止のために、実効性のある温室効果ガス排出量取引制度、全県でのレジ袋の有料化、コンビニなどの深夜営業の見直しなど企業・事業者の温室効果ガスの排出対策を一層強力に進めて下さい。
- (2) 太陽光発電をはじめ家庭が省エネ生活へ転換するような財政支援を強めて下さい。また、エコライフDAYや電気がイットコンクールなど県民への啓発活動もさらに進めて下さい。

8. 核兵器の廃絶に向けて

- (1) 平和市長会議の提唱する核兵器廃絶の道筋を示した「2020ビジョン」「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同し、埼玉県として核廃絶のキャンペーンなど行うようにして下さい。又、県民との協働の運動も検討して下さい。
- (2) 来年5月のNPT(核拡散防止条約)再検討会議や国連において核兵器廃絶の明確な約束・核兵器禁止条約が締結できるように、唯一の被爆国・日本の政府が、世界の先頭に立って働きかけを行うように政府に要請して下さい。

埼玉県民のみなさんへのアピール(案)

私たちは、「高めよう、消費者市民力！平和で安心してくらせる社会をつくりましょう」をスローガンに、第45回埼玉県消費者大会を開催しました。

昨年来の世界同時不況は、日本経済に深刻な影を落とし、私たちのくらしはかつてない厳しさを増しています。雇用調整、賃金の引き下げ、税金・社会保険料の増大、医療・介護、年金等の社会保障の抑制により、多くの国民が日常の生活や将来に不安を抱えています。そのためにも、誰もが安心してくらせるよう社会保障の充実と消費者・生活者のくらしが最優先される社会への転換が求められています。

食品においては、相次ぐ産地偽装等が発生し、不安の声が高まっています。私たちは引き続き「食品の監視・検査体制の強化」など食の安全を確保する社会システムの確立を求めていくことが大切です。一方、食料自給率は41%と先進国の中でも最低水準となっています。「食料危機」は、ますます深刻になります。農業を守り、食料自給率の向上は重要な課題となっています。

消費者被害が多種・多様化する中、私たちが要望してきた消費者庁が9月に発足しました。しかし、その仕組みを機能させるためには、消費者委員会や地方消費者行政の充実強化と消費者・消費者団体としての役割を発揮していくことが大切です。

オバマ米大統領が「核兵器のない平和で安全な世界」に向けて努力をすると言明し、世界で核兵器廃絶の機運が高まっています。また、温室効果ガスの削減は待ったなしです。気温上昇を産業革命前に比べ2度以内に抑えることが求められています。かけがえのない地球を次世代に引き継いでいくために、核兵器廃絶と地球温暖化防止は世界の大きなテーマとなっており、日本が先頭になりその役割を果たしていくことが求められています。

私たちは、くらしの中の問題を学び、声を出し、力を合わせて、平和で安心してくらせる社会を次の世代に引き継ぐことを大切にしていきたいと思います。

2009年10月15日 第45回埼玉県消費者大会

「世界の食料と農業のいま」 ～日本の未来は?～

鈴木 宣弘（東京大学大学院 教授）

1. 食料危機から学ぶ

- 過去の経験則が通じない穀物高騰
- 簡単に行われる輸出規制の教訓
- アメリカの穀物戦略
- 畜産の餌は特に日本がその標的
- WTOルールの特長の露呈
- 輸出規制は完全には止められない
- 自国の国民の食料を守る権利
- 消費者と理解し合う状況が必要

2. 日本の食料市場の閉鎖性と農業過保護論の誤り

- 我が国の農産物関税が高いというのは誤り
- 高いのは品目数で1割
- 我が国農業の国内保護が大きいというのは誤り
- 食料品の内外価格差を保護の結果というのは誤り
- 国産プレミアムが保護額に含まれている

3. 欧米輸出国の自給率の高さは手厚い支援の結果

- アメリカの米がなぜどんどん世界に売られてくるのか
- 輸出国は輸出補助金を温存している
- 日本の米とは対照的なシステム
- 農業所得に占める各国政府からの支払いは大きい
- 日本の政府支払は少ない
- 輸出信用というアメリカの優れたシステム

4. 食料自給率低下のながれはとめられるのか

- 日豪、日米、日欧EPAの懸念
- 40→30→12の流れ

5. 狭義の経済効率を超えた総合的判断基準の必要性

- 平均耕地面積の違いの認識が必要
- 国民が共有できる指標が重要

- 窒素循環の話が説明材料になる
- 非効率な米は作るなという議論
- 水田をなくして失うもの
 - ・赤ちゃんの窒息死のリスクが高まる
 - ・生物の多様性を失う
 - ・洪水防止機能、水質浄化機能を失う
- EUは直接支払い理由を拡充
- フード・マイレージについて
- バーチャル・ウォーターについて

6. 世界ルールの変更に向けて

- WTOは何年かやっていけばゼロ関税
- WTO交渉の内容の情報が不足
- WTO交渉で日本は蚊帳の外
- 日本は交渉の仕方を考える
- ミニマムアクセスについて
- お米を一般品目にしたら
- WTOが今のまま決まれば自給率は5～6%下がる
- どうするか考える材料が必要
- 日本のせいでと言われたくない

7. 消費者の支えは得られるか

- 消費者と生産者の「きずな」が必要
- スイスが自由貿易協定で負けない理由
- スイスの消費者意識の高さ
- 直接支払いの充実が必要
- 理由付けが問題
- 直接支払は消費者補助金だという意見
- 行動への仕組みづくりが大切

8. 水田と米の活用と国家戦略

- 米粉、餌米、バイオ燃料米、備蓄を増やす
- 農家と消費者に届く施策を
- 自給率を50%に上げる意味をきちんと説明

第2分科会

「安心してくらしていくために」 ～どうなるの介護・医療～

日野 洋逸 （医療生協さいたま生活協同組合 所沢診療所事務長）

1. はじめに

患者になれない病人～現代の貧困・医療格差 反貧困へ
高齢者にしわ寄せ～後期高齢者医療制度・介護保険問題
低医療政策～医療崩壊 医師不足・医療機関の倒産・自治体病院の閉鎖や統廃合

2. 社会保障とは

社会保障とはどんなものか～身近に考えて

- ①どんな時に、どんなことが、どのように保障されるか
どんな時・・・基本的人権に支障をきたした時
どのような・・・対人サービス（保健・医療・社会福祉サービス）
所得保障（公的扶助・社会手当・失業給付・労災給付・年金給付）
- ②社会保障の定義と体系は～社会保障の仕組み
・社会保険、社会福祉、公衆衛生、公的扶助 等々
- ③日本国憲法第25条～権利としての社会保障「社会保障とは社会問題に対応」
為政者にとって ①治安対策 ②労働力保全対策
私たちにとって 権利としての社会保障

3. 近年の医療改悪について

1981年の第2次臨調以来、「疾病の自己責任論」「高齢社会危機論」「給付と負担の公平化」そして、昨今では「国民の自助自律」「三方一両損」「骨太方針」「新自由主義」などを掲げながら、一貫して医療保障制度の改悪が行われてきた。

<この間の特徴は>

- ①患者負担増と国庫負担・補助の削減
- ②ベッド削減を中心とした医療供給体制の改悪
- ③民間活力導入を旗印にした民営化の促進・規制緩和
- ④高齢者への差別医療の導入
- ⑤診療報酬の改悪により上記の中身を医療機関に実際に推進させる
これからもつづくのか？
 - ・2025年までに8兆円の医療費抑制
 - ・2015年までの工程
 - ・医療崩壊の実態

4. 介護保険は何をもたらしたのか？ 介護保険開始から10年

- 措置制度から保険制度への移行による介護「格差」～商品としての介護サービス
- 社会的条件を無視する「要介護認定」と「介護サービス支給限度基準額」
- 介護サービスの総量規制
- 医療費抑制・改悪と連動して

5. 「社会保障再生」にむけて私たちにできること

- ・国民が主人公
- ・たくさん学び、たくさんさわぐ！

「安心してくらししていくために」 ～どうなるの医療・介護～

医療生協さいたま生活協同組合
所沢診療所 事務長 日野洋逸

年越派遣村(12月31日~1月5日)



後期高齢者医療制度

- 平成20年4月に発足した75歳以上を対象にした新しい医療制度。
- 平成20年4月以降、75歳以上の人は全員(1300万人)加入している…。

なぜ高齢者なのか



制度創設の背景＝国の言い分

国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けられる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を実現

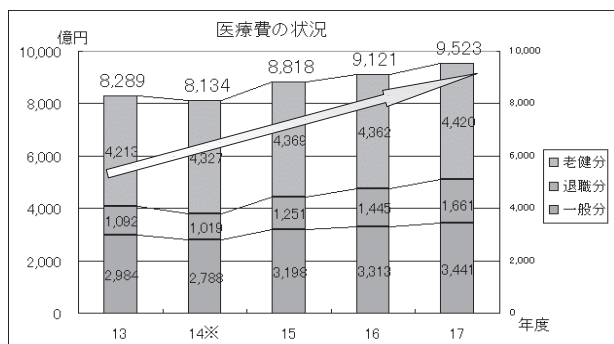
しかしながら、医療を取り巻く環境の変化

- ・急速な高齢化の進展
- ・経済の低成長への移行
- ・老人医療費の増加 など



医療制度を将来にわたり持続可能なものにしていくため、医療制度改革が急務

医療費の推移



~~医療費抑制のターゲットは高齢者~~

急速に進行する埼玉の高齢化、独居世帯

高年齢者(千人)	2005年	2015年	増加数(%)	順位
埼玉県	996	1,767	771(77.4%)	1
千葉県	932	1,569	637(68.3%)	2
神奈川県	1,299	2,088	789(60.7%)	3
愛知県	1,117	1,720	603(54.0%)	4
大阪府	1,442	2,187	745(51.7%)	5

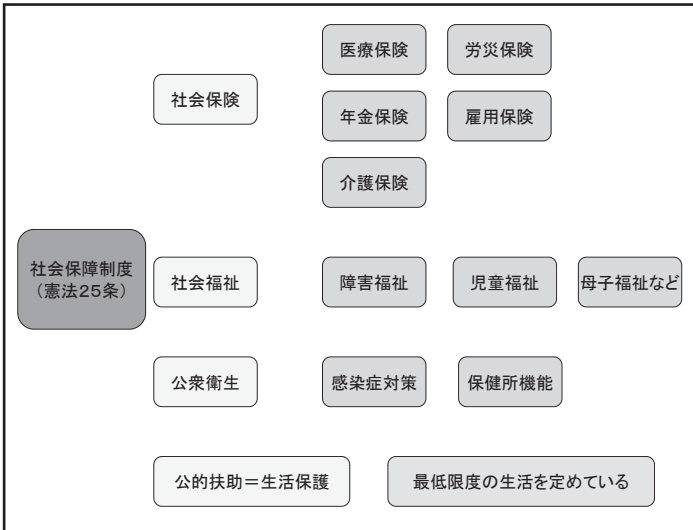
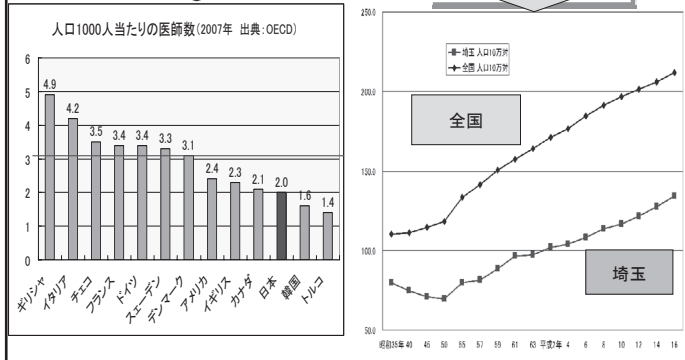
独居世帯数	2005年	2015年	増加数(%)	順位
埼玉県	126	220	94(74.9%)	1
千葉県	123	203	80(65.0%)	2
神奈川県	209	323	114(54.9%)	3
愛知県	152	228	76(50.2%)	4
茨城県	55	83	28(50.0%)	5

何が問題になるのか

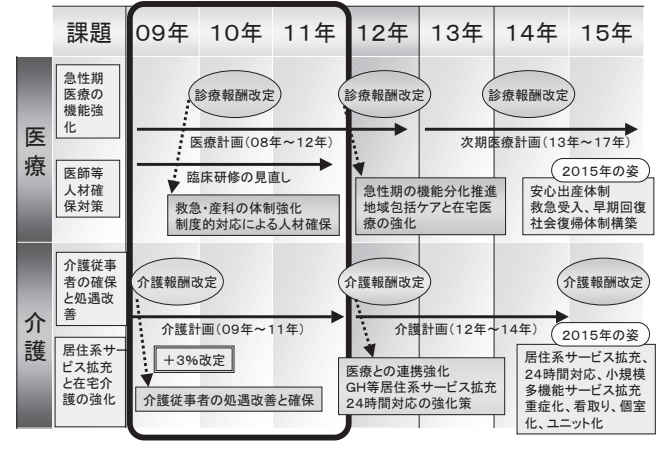
1. 後期高齢者から保険料の徴収発生
2. 「広域連合」という問題点
3. 保険料滞納で、保険証取り上げ・資格証明書の発行
4. 特定健診対象が除外 健診予防はおざなり
5. 新たな診療報酬体系の適用

日本の人口当たり医師数

埼玉と全国の医師数

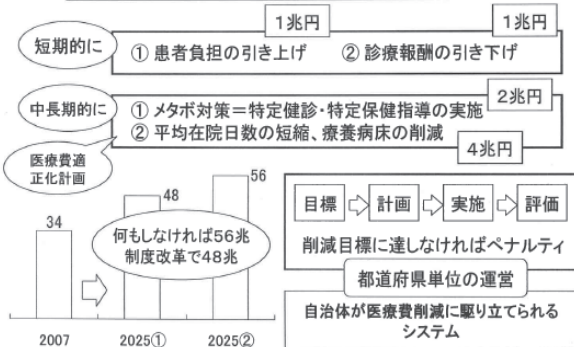


背景となる医療・介護の政策動向

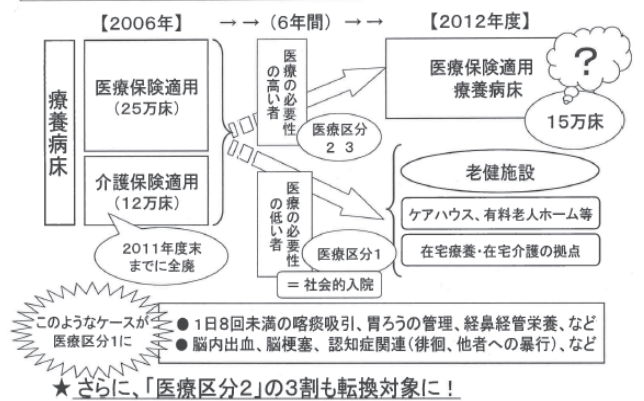


2008年医療制度改革の目的と概要

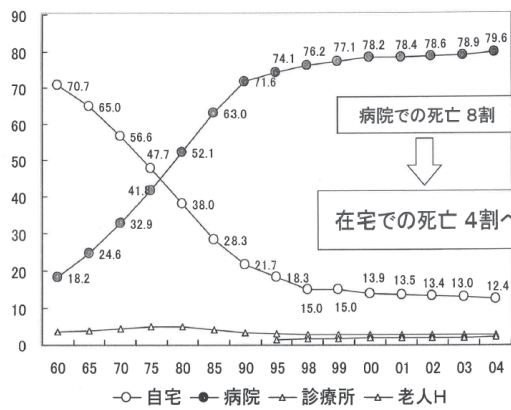
目的は医療費の「適正化」!
2025年で年間8兆円の医療費を抑制する



療養病床の削減・転換(「社会的入院の是正」)



どこで亡くなっているか！！



病院での死亡 8割
在宅での死亡 4割へ

「要介護認定見直し」の本質

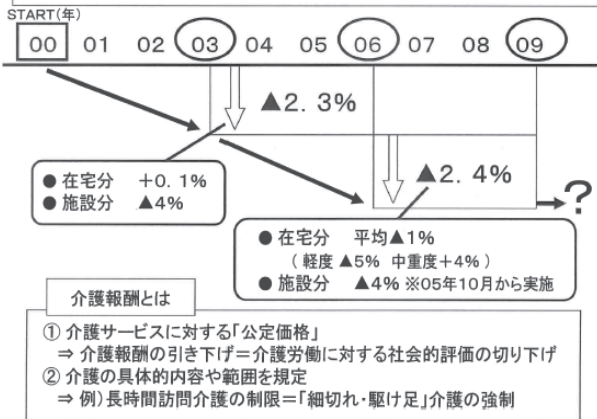
■ 給付対象者数のコントロールが目的
究極の抑制策

介護給付費の抑制

■ 一次判定に偏重し、
認定審査会の機能を形骸化

■ 自治体独自のルール設定

介護報酬は連続引き下げ



利用者の視点を欠いた改定

- 第1に、利用料が高く、利用の抑制のおそれあり
利用料負担増で、サービスの利用を減少・中止するケースは多い。報酬単価の引き上げで利用量の自己規制をもたらす
- 第2に、要介護ごとの支給限度額がそのまま支給限度額が上がらないと、給付される範囲が狭まり、自己負担の発生につながる
※審議会でも指摘されたが、厚労省は見直しを送り

認定方式変更で介護費削減！

- これまでは、「給付費抑制の意図はない」と説明。「介護報酬改定に係る平成21年度予算関係スケジュール(案)」=介護報酬を「プラス改定」した場合、「財源確保が必要」→「介護給付費の縮減効果額」を列挙
- 「認定の適正化」の項目では「非該当」とされた一次判定が二次判定で重度に変更される割合を10%減らせば「約84億円縮減」を記述。「介護給付の適正化」では「認定の適正化」などで、200~300億円縮減できると書いている。

運動と世論で変えてきた!

「後期高齢者医療制度」「廃止法案」を参院で可決!

国民の財産(=税金)を「バラマキ」

ツケは消費税で

社会保障の財源に消費増税

新しい道を選ぶのは今

9条を活かし、25条で生きる。

「バラマキ」ともたつがいては、日本は立ち直れません。今、この国にとって必要なのは、だれもが使える社会保障制度に転換することです。

「私たちの消費者庁へ」～届け！消費者の声～

池本 誠司（弁護士・埼玉消費者被害をなくす会理事長・消費者庁参与）

第1 消費者庁の創設と地方消費者行政への財政支援（現状）

1、消費者庁・消費者委員会が9月1日創設

消費者庁 約200名の職員

- ・消費者事故情報などを一元的に集約・問題点の分析
⇒地方の消費生活センターの相談情報
⇒地域の消防・保健所、病院等の関係機関からの情報
⇒各省庁の保有情報
- ・消費者行政の司令塔として、各省庁に対し対応策の勧告
- ・消費者に身近な30本の法律を所管（共管を含む）
⇒(例)特定商取引法、景品表示法、JAS法など。
- ・すき間事案への対応権限を保有（消費者安全法）
⇒事業者への勧告・立入調査
⇒新法の企画立案

消費者委員会 9名の委員と事務局10名程

- ・消費者庁から独立して職務権限を行う
⇒委員長は互選
- ・重要事項について建議できる
⇒政策提言のほか、具体的事案の対策要望も
- ・内閣総理大臣に勧告・報告要求できる
- ・関係省庁に資料要求できる

2、消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）はスタートに間に合わず。

①9月中旬から5県（福島県、山梨県、島根県、香川県、沖縄県）で試行的に実施。

②10月末～11月初めに全国で実施。

⇒消費者ホットライン：消費者が全国共通ダイヤルに電話すると、身近な消費生活センターに自動的に転送される制度。

⇒政府が消費者ホットラインを広報することにより、従来の消費生活センターの電話番号のほかに、相談先を知らない消費者からの相談を掘り起こすことにより、相談件数の増加が見込まれる。

3、消費者安全法に基づく地方自治体の消費者事故情報の分析・通報体制、地方から国に対する提案・要請制度その他の体制整備

①都道府県、市町村は、消費者安全に関する施策の推進に当たり、消費生活センター、警察、消防機関、保健所、病院、消費者団体等の関係者間の緊密な連携が図られるよう配慮する責務を負う（安全法4条5項）。

⇒地域の消費者事故情報を消費者行政部局に集約する体制を整備することが必要。

②都道府県、市町村の長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣

に対しその概要を通知しなければならない（安全法12条1項）。

その他の消費者事故等の情報を得た場合で、被害拡大の恐れがあると認めるときは、内閣総理大臣に通知するものとする（同法12条2項）。

⇒これを実施するためには、消費者行政部局に、消費者事故情報の分析能力を有する専任職員を配置する必要がある。

③都道府県は、消費者事故等の状況を把握するために必要な調査又は分析であって、専門的な知識及び技術を要するものを行う（安全法8条1項2号ハ）

⇒都道府県の情報分析官は専門性を確保する必要がある。

④都道府県知事は、国が策定する消費者安全の確保に関する基本方針の変更について提案することができる（安全法7条）。

⑤都道府県知事は、消費者被害防止のため必要があるときは、内閣総理大臣に対し、必要な措置の実施を要請（内容・理由を記載すること）することができる（安全法21条）。

⇒これらを実施するためには、都道府県の消費者行政部局に施策の検討ができる専任職員を配置するとともに、消費生活審議会において施策の検討ができる体制が必要である。

4、地方消費者行政に対する財政支援と地方自治体の反応

（1）活性化交付金の到達点

①消費生活相談窓口の拡充・強化を中心として、3年間で利用できる消費者行政活性化交付金150億円が3月に交付された。

②相談体制の拡充に伴う相談員増員分の人件費に利用できる追加交付金110億円の交付手続を進めている。

⇒平成20年度消費者行政総予算108億円に対し、約8割増しの事業費が交付され、その利用目的も、相談員の増員や相談日数の増加に伴う人件費に支出可能となった。
地方自治体においてやる気を出せば、地方消費者行政を相当程度に拡充強化できるだけの財源が確保できたといえる。

（2）活性化計画・追加交付金の進捗状況

①活性化計画の提出状況（各都道府県で取りまとめて提出。9月10日時点で31府県）
（消費者の窓 HP に掲載） <http://www.consumer.go.jp/seisaku/chihou/kikin.html>

②相談員の増員計画

- ・増員を計画している自治体は、31府県中19県（市町村での増員計画を含む）。
- ⇒追加交付金による増員計画は別途提出し集計。

③オリジナル事業の実施例

- ・啓発パンフレットの作成・配布が多い。
- ⇒一時的な予算消化が多く、将来につながらないのではないか。
- ・市民講座による消費者リーダー養成の例が若干あり。
- ⇒消費者教育の指導員養成が中心であり、消費者団体育成が見当たらない。

④追加交付金の申請状況

- ・9月中旬までに申請を求めており、その後取りまとめを始める。
- ・新大臣の方針を踏まえるため、申請→配分には時間がかかる見込み。
- ⇒追加交付金は、相談員増員に関する人件費に利用できること、既存の相談員の処遇改善を図る自治体には増員分の交付金を割増しで配分する方針。
- ⇒地方自治体が追加交付金を意欲的に申請し、相談体制の拡充・強化を図ろうとしているか？

(3) 活性化基金に対する地方自治体の反応

自治体の反応は総じて消極的であると思われる。「活性化基金は3年間限定の財源でしかないため、4年目以降に財政負担を残すような人員増は実施できない」という理由が最大の問題となっている(下記一覧表)。消費者行政担当課が基金を利用して相談員の増加や事業拡大を提案しても、財政当局が上記理由で拒否することも少なくない。

<財政支援策と自治体の反応の概要>

財政支援策	自治体の反応
① 地方消費者行政活性化交付金 150億円を交付(現状の5割増し)。 相談体制の拡充、相談員の専門性向上事業に活用できる。	A) 相談員の増員や待遇改善の人件費に利用できない。 B) 3年間限定の交付金のため4年目以降に財政負担を残す拡充策は実施できない。 C) 相談窓口拡充に傾き、その他の事業に利用できない。
② 地方交付税の基準財政需要(積算基準)の増額 「消費者行政関係費」を90億円から180億円に、相談員の報酬基準を150万円から300万円に倍増。	D) 地方交付税は使途自由のため消費者行政に確保される保障がない。 E) 地方交付税の総額は減少傾向にある。自治体の財政ひっ迫で他部門が優先される。
③ 活性化交付金の追加交付 110億円を追加交付(合計8割増し) 相談体制拡充充分の人件費に使用可能。 消費者啓発・教育、商品テスト、苦情処理委員会等にも利用可能。	F) 既存の相談員の待遇改善には利用できない。 G) 3年間限定の交付金のため4年目以降に財政負担を残す人員増は実施できない(Bと同じ)。 H) 職員の人件費には利用できない。
④ 3年経過後の地方支援策 集中育成・強化期間以後の地方消費者行政の望ましい姿、国の財政支援の在り方については、その工程表も含めて、消費者委員会で3年以内に検討し、法改正を含めた必要な措置を講じる(附則4項、附帯決議)。	I) 検討予定にとどまり、4年目以降の人件費確保の確証とならない(Bと同じ)。消費者行政担当部局から増員を提案しても、財政当局から、上記理由で拒否される。

5、根本的な原因

- ・政府では、消費者行政推進会議での審議及び国会での審議を通じて、消費者重視の政策への転換や消費者行政の一元化・強化の基本方針が確立され、消費者庁等設置関連3法の制定や活性化交付金の交付に結実した。
- ・しかし、地方自治体では、消費者重視への政策転換や「地方自治体自らが予算・人員を重点配分をする努力」(消費者行政推進基本計画)が、議会や首長において議論されていない。自治体の消費者行政担当部局の努力だけで解決できることではない。

第2 総合的な地方消費者行政の推進に向けた取組(運動)

～地方自治体に「消費者行政推進地方本部」の結成を～

各都道府県に地域の消費者行政を総合的に推進する「消費者行政推進地方本部」を設置することを呼びかけてはどうか。

(1) 目的

地方自治体が、消費者重視の基本方針や消費者行政の総合的な推進を自ら議論し、活性化交付金の活用だけでなく、消費者行政の独自財源の増額、消費者行政担当職員の増員と専門性の向上、消費者行政担当部署の格上げ等を推進する。

(2) 組織構成

都道府県の消費者行政担当部局だけでなく、知事・副知事、市町村代表、消費者団体代表、消費生活相談員代表、法律実務家・学識経験者など官民共同組織を構成することが必要。

⇒都道府県には「消費生活審議会」があるが、検討事項が都道府県の課題にとどまらず市町村も関係すること、消費生活担当課にとどまらず自治体の基本方針の検討を含むことなどから、既存の審議会を基礎にするとしても、独立の時限的な会議体を設けるべき。

(3) 検討事項

- ①地域の消費者被害の実態と消費者行政の現状を調査・ヒアリング等
- ②活性化基金の活用計画と課題を検討し提案
- ③消費者安全法による地方自治体の体制強化事項を検討し提案
- ④活性化基金以外の消費者行政の総合的な強化事項を検討し提案
- ⑤地方消費者行政の推進状況をフォローアップ

第3 総合的な地方消費者行政推進の課題（政策）

1、消費生活センターの拡充・強化

- ・地域の消費者がいつでも苦情・相談でき、高い水準で救済される相談窓口を整備するため、消費生活相談員の増員、専門性の向上、専門性に見合った処遇改善が必要である。

⇒活性化交付金（特に、追加交付金）を活用すれば実施できる。

2、消費者行政職員の増員と専門性向上

- ・総合的な地方消費者行政を充実強化するためには、消費者行政を運営する行政職員を増員し、専門性を向上することが不可欠である。

- ・（増員）安全法による専任職員が必要なほか、8割増しの活性化基金事業費を有効に活用するため、例えば、職員の5割増加を要求してはどうか。

⇒地方自治体において消費者重視の方針決定と独自財源措置が不可欠。

- ・（専門性）2～3年で転任する行政職員制度の中で、専門性を高め比較的長く配属されるシステムを作るため、専門職としての研修制度を整備する。

⇒専門的研修を経た「社会教育主事」を公民館に配置する例や、建築部門や福祉部門や税務部門に専門的な研修制度を伴う「主事」を配置する例がある。「消費者行政主事」のような役職を設け、消費者行政の専門職を養成するシステムを作ってはどうか。

3、消費者団体の育成・支援

- ・消費者・消費者団体の主体的な行動と市場監視機能を確保し、地方消費者行政を自治事務として持続的に発展させるためには、地域の消費者団体の育成・支援が不可欠である。

⇒以前は各地で実施されていた消費者モニター制度、調査業務の委託、消費者団体の活動報告集会・展示会の支援等が、予算削減により縮小・廃止されてきた。

地域で関心を持つ消費者が参加し行動するタイプの消費者教育から始め、自主的な消費者団体活動へと育成し支援する計画的な施策が必要。

平田 仁子（気候ネットワーク事務局長）

1. 大詰めを迎える国際交渉

コペンハーゲン会議まであと2か月弱。

京都議定書の「次」の話し合いが進む。

2013年以降の取り組み見つけて、京都議定書それぞれに特別作業部会設置

2009年末、コペンハーゲンでの合意の実現が、目下の最大の課題

2. 世界の排出トレンド

世界の排出量は今でも増加傾向。

3. めざすべきゴールはどこか？

7月8日～10日 G8サミット宣言文で下記に合意

- ・産業化以前の水準からの世界全体の平均気温の上昇が2°Cを超えないようにすべきとの科
- ・先進国は全体で2050年に80%以上を削減
- ・参照されるIPCCの知見では、2°Cに気温を抑えるためには、先進国は、25～40%の削減が必要

→2°Cが政治的ゴールに

4. 動き出す世界

- ・中長期をにらみ、法律策定、政策導入を進める欧米の諸外国
 - アメリカ：包括法案が下院を通過
 - イギリス：気候変動法成立
 - EU：エネルギー・気候変動パッケージ

5. 日本もこれから向かうべきは低炭素社会

- ・自公政権時代に作られた方針でも、すでにベクトルは低炭素社会へ
- ・しかし、麻生前首相の中期目標「2020年に90年比8%」は、2°Cを達成する削減への道筋からは大きく外れる
- ・現状の排出量は、基準年比9%増

6. 日本の課題は何か？

- ・排出割合が大きいのはどこか？
- ・排出が増加しているのはどこか？

- ・電力の排出係数は乱高下。同じ電力を消費しても、CO2 排出は異なってくる。省エネ努力が相殺されることも。

7. 削減の余地はどこにあるのか？

- ・これまでの検討では、産業部門・発電部門の削減がほとんど見込まれていなかった。
- ・その上で、家庭や運輸に削減が押し付けられ、負担が強調されていた。
- ・しかし、大口排出源にも削減余地はある。
- ・これまでの問題
- ・科学的な対応の必要性は検討せず、経済への影響からどの程度までやれるかを考えた
→気候変動を防ぐ十分なレベルに至らない
- ・既存の経済構造を延長に考えた
→新しい経済の発展を想定していないので、当然に経済への悪影響が出る
- ・個人やオフィスの取り組みを中心に対策を考えた
→産業の取り組みに甘く、家庭に無理を強いている
- ・温暖化対策のメリットを過小評価した
→本当は削減が進むことの経済的・社会的メリットがある
- ・温暖化の被害のコストを考えなかった
→対策を取らなかった経済影響は甚大になる可能性がある
- ・多額の負担をしたくないとの世論調査の結果を根拠にした
→議論の誘導が行われた
- ・政策の議論は行われなかった
→削減を進める方策こそ要である。

新政権発足で、中期目標の再検討と政策議論のやり直しへ

8. これから手がけるべきこと

- ・野心的な中期目標と、いかに達成するか議論
- ・国内排出量取引制度／炭素税の導入で、炭素に価格をつけるしくみの導入
- ・再生可能エネルギーの全量買い取り制度への移行
- ・逆行する政策の見直し

9. いまやるべきこと ～消費者の視点

- ・野心的な温暖化対策への支持表明
- ・省エネに関する知識、そして実践
- ・これからの社会像の展望
- ・「負担」についての深い考察

10. 私たちにとってのコペンハーゲン

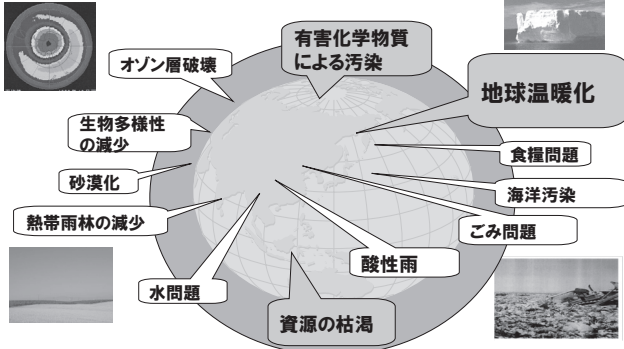
- ・コペンハーゲン合意が未来を決める。市民として、合意成立をめざす。
- ・MAKE the RULE キャンペーンも応援をお願いします。

「地球温暖化防止に向けての産業界の関わり」②

豊田 和行（シャープ（株）環境安全本部参事）

『地球温暖化防止に向けての産業界の関わり』
～シャープの環境経営戦略～

1. 様々な環境問題と社会動向

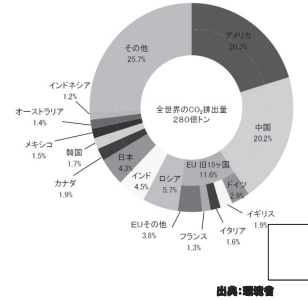


SHARP

様々な環境問題と社会動向【地球温暖化対策】

◇ 国際的な対策

▶世界全体の排出量実績(2006年度) ▶温室効果ガス削減目標<2020年度>



出典: 環境省

	2005年比	1990年比
日本	▲15%	▲8%→▲25%
EU	▲13%	▲20%
米国	▲14%	±0%

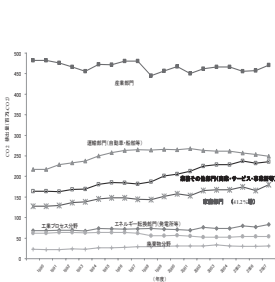
- ・日本、米国、EUが2020年の温室効果ガス削減目標を打ち出す。
- ・中国やインドなど新興国が、先進国に環境技術の移転を要請。

⇒ 2大排出国(米/中)に削減目標なく、『ポスト京都』の議論の焦点に。

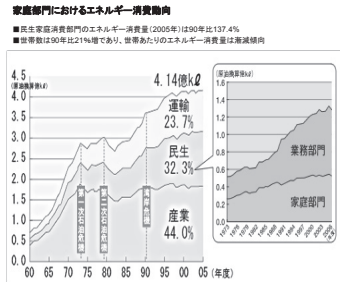
SHARP

様々な環境問題と社会動向【地球温暖化対策】

日本の部門別CO₂排出量の推移
1990-2007年



日本の最終消費エネルギー推移



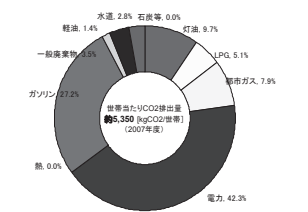
部門別では
家庭部門が増加

【出典】総合エネルギー統計、住民基本台帳から資源エネルギー庁作成

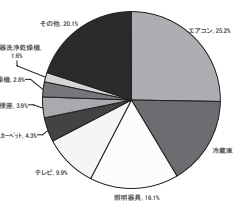
SHARP

様々な環境問題と社会動向【地球温暖化対策】

家庭からのCO₂排出量
燃料種別内訳



家庭における消費電力量
ウエイトの比較



家庭のCO₂排出量は
「電気から」が1位

消費電力の多い
エアコン、冷蔵庫、
照明器具、テレビ

出典: 温室効果ガスインベントリオフィス(2006.7.9発表)より作成

出典: 資源エネルギー庁 2004年度電力需給の概況(2003年度実況集)より作成

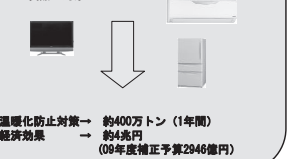
SHARP

様々な環境問題と社会動向【地球温暖化対策】

■エコポイント制度
「エコポイントの活用によるグリーン家電普及推進事業」

- 目的
- ① 地球温暖化の防止
 - ② 経済の活性化
 - ③ 地上デジタル放送対応テレビの普及

省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫、地上デジタル放送対応テレビの購入者に、製品性能などに応じてポイントが付与するもの
省エネ品の「省エネラベル」四つ星相当以上の製品が対象

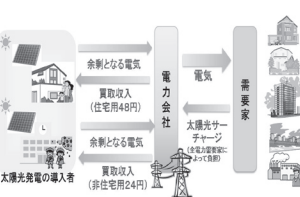


■太陽光発電の新たな買取制度



太陽電池を使って家庭で作られた電力のうち自宅で使わずに売った電力を、1キロワット時あたり4.8円(※)で10年間電力会社が買うことができます。買取に上がった費用は、電気を利用する方全員で負担する「全員参加型」の制度となっています。
太陽光発電の設置には、国や自治体等からの補助もあります。この制度により日本の太陽光発電導入量を拡大することで、エネルギー源の多様化に貢献し、温暖化対策や経済発展にも大きく貢献できるものと期待されます。

(※) 当初は住宅用は48円、非住宅用は24円
自家消費設備設置の場合は住宅、非住宅それぞれ30円、20円



資料: 経済産業省HPより

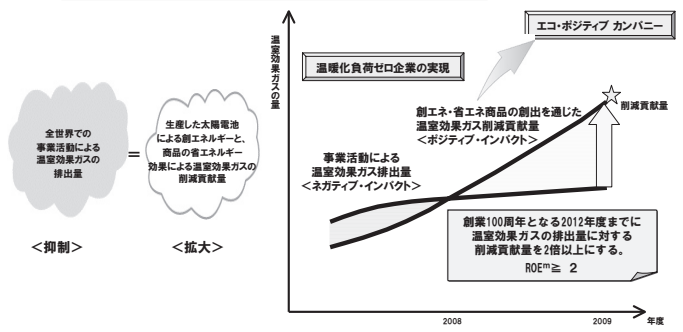
SHARP

2. シャープの環境ビジョン

「2010年 地球温暖化負荷ゼロ企業」

◇ 「2010年 地球温暖化負荷ゼロ企業」の実現

環境ビジョン「2010年 地球温暖化負荷ゼロ企業」



■ 今後は「温室効果ガス削減貢献指数」(Return On Emission, ROEm)を当社独自指標として導入し、内部管理に活用。
■ 2012年の「2倍以上」はROE[※] ≥ 2に相当。
温室効果ガス削減貢献指数(ROEm) = 事業活動による排出量 / 削減貢献量

SHARP

3. シャープの環境戦略 ～エコ・ポジティブ戦略～

6

・「グリーン・ニューディール時代の到来」と「温暖化負荷ゼロ企業の実現」を契機に、環境への取り組みをバリューチェーン全域で深化。

エコ・ポジティブ戦略

- エコ・ポジティブ テクノロジー
◇ オンリーワン環境技術を通じた新規事業の創出
- エコ・ポジティブ プロダクト
◇ 製品を通じた環境貢献の拡大
- エコ・ポジティブ オペレーション
◇ モノづくりにおける環境負荷の低減
- エコ・ポジティブ リレーションシップ
◇ 社会との関わり合いを通じた企業価値の拡大



SHARP

I. エコ・ポジティブ テクノロジー

7

◇ グリッドパリティの実現に向けた結晶と薄膜の両輪体制

技術革新による
薄膜太陽電池ビジネスの拡大



薄膜太陽電池

変換効率向上（目標10%）と
量産化による
発電コスト23円/kWhの実現へ

シリコン自製化と新規製造
プロセスによる
結晶太陽電池ビジネスの拡大



結晶太陽電池

変換効率向上（目標20%）
による
発電コスト23円/kWhの実現へ

グリッドパリティ実現へのターゲット

SHARP

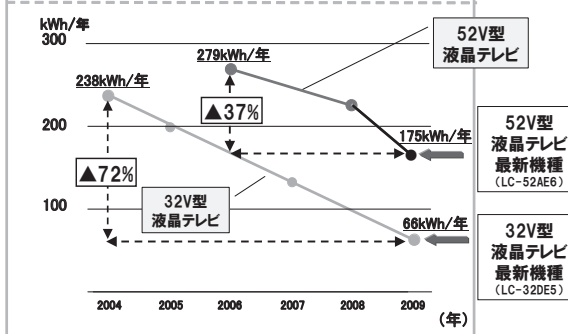
II. エコ・ポジティブ プロダクト

8

◇ 省エネ製品の創出(1)

・ 進化する液晶テレビAQUOS先進の環境性能

液晶テレビAQUOSの年間消費電力量の推移



SHARP

II. エコ・ポジティブ プロダクト

9

◇ 省エネ製品の創出(2)

LED照明 工場・オフィス・商業施設向け
(プラズマクラスターイオン搭載 <DL-A002N/N022N/N028N>)



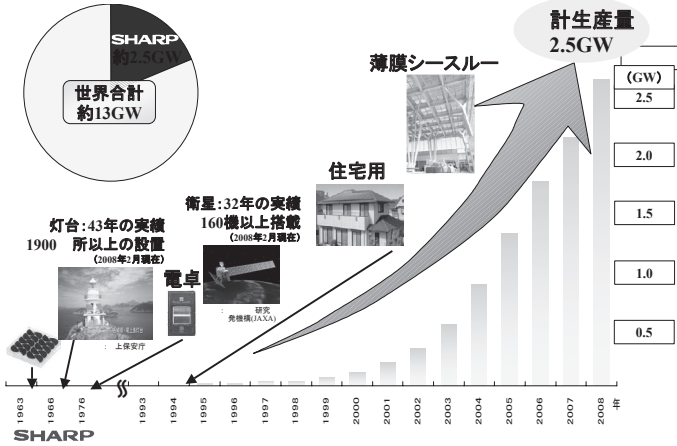
- 明るく均一な面発光照明
- 長寿命 (40,000時間)
- 消費電力を約25%低減
(FLR40形直管蛍光灯2本を用いた照明器具との比較)
- センサーと調光機能の組み合わせで、さらに省エネに貢献
- 自然光に近い色を表現できる高演色タイプをラインナップ

SHARP

II. エコ・ポジティブ プロダクト

10

◇ 40年以上の信頼と実績。シャープの太陽電池

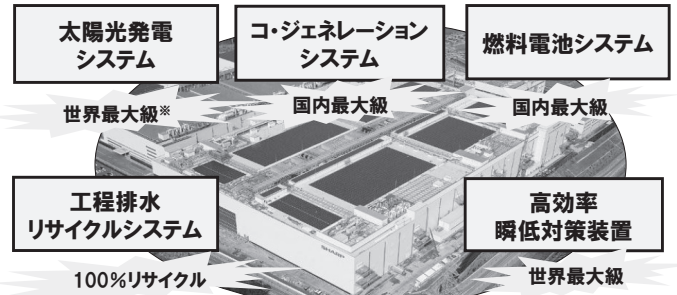


III. エコ・ポジティブ オペレーション

11

◇ スーパーグリーンファクトリー(SGF)の事例

▶ 亀山工場の取り組み



SHARP

III. エコ・ポジティブ オペレーション 12

◇ 21世紀型コンビナートの概要(1)

- ・ 究極の環境先進コンビナート

◆ 大規模ソーラー発電 <発電出力:最大約18MW(当初約9MW)>

◆ 全工場にLED照明導入 <コンビナート全体で約10万台>

◆ 統合エネルギー管理センター <バーチャル・ワン・カンパニー>
(オペレーションの融合)

◆ 水資源(地域下水)の再生利用

SHARP

III. エコ・ポジティブ オペレーション 13

◇ 21世紀型コンビナートの概要(2)

- ・ 液晶と薄膜太陽電池の「21世紀型コンビナート」

省エネ
世界のブラウン管テレビを
液晶テレビに!

創エネ
全ての屋根に
太陽電池を!

65V

世界最先端の「環境先進コンビナート」
環境に良い製品を作る 環境に良い工場で作る

SHARP

IV. エコ・ポジティブ リレーションシップ 14

◇ 環境コミュニケーションの展開

- ・ 環境フォーラム、環境・社会報告書、ホームページなどを
通じた情報の公開。

中国で開催した環境フォーラム
(2009年6月2日 於海幢)

環境・社会報告書
(日本語・英語・中国語)

エコロダグフ2008
(2008年12月)

WEB 環境社会活動ページ

◇ 小学校環境教育のグローバル展開

- ・ 国内外で再生可能エネルギーやリサイクルに関する授業を実施。

■ 小学校環境教育を展開。
※2008年12月に累計
1,000校達成
(受講児童 約65,000人)

- ・ 2008年度米国21校、中国25校で実施
- ・ 2008年4月から米国及び中国での環境教育活動を本格展開。
- ・ アジア・中東・欧州など、世界規模で地球環境保全のための教育活動を展開。

http://www.sharp.co.jp/corporate/eco/index.html

SHARP

4. 低炭素社会に向けたシャープの取り組み 15

◇ 低炭素社会の暮らし

2008年度 目標:2010年度

一般家庭からのCO₂排出量は
年間約 3,500 kg^{*1}

太陽電池で2,080kg^{**1}

省エネ家電で1,030kg^{**2}

CO₂ ▲88%
(合計約3,110kgの削減)

CO₂ ▲100%
(3,500kg以上の削減)

*1 一般家庭からのCO₂排出量は年間約3,500kg。家庭部門からのエネルギー起源CO₂排出量1億7,400万トン及び総世帯数4,660万世帯より算出
*2 『省エネ家電への買い替えで年間1,030kg削減』: 10年前の当社製品との比較。エアコン(2台)、テレビ、冷蔵庫の3品目買い替え時の合計値
*3 『太陽電池の設置で年間2,080kg削減』: 全館システムを設置し、年間発電電力量が4,592kWh/年の場合を想定。太陽電池による発電電力量1kWhあたりのCO₂削減効果は0.453kg-CO₂/kWhと想定

SHARP

■ 低炭素社会実現への貢献 16

◇ あらゆるセクターでの取り組みに事業活動を通じて貢献

<p>産業部門</p> <p>低炭素エネルギーの利用</p>	<p>業務部門(オフィスビル等)</p> <p>ゼロエミッションビル(ZEB)の普及拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽電池 ・ 省エネOA機器 ・ 省エネ照明 ・ TV会議システム 	<p>運輸部門</p> <p>低炭素燃料の利用</p>	<p>家庭部門</p> <p>DCエコハウスの普及拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽電池 ・ DC家電 ・ LED照明
<p>事業活動を通じて あらゆるセクターでの 低炭素社会の実現に 向けた取り組みに貢献</p>			
<p>エネルギー転換(発電)部門</p> <p>自然エネルギーの利用</p>			

SHARP

「子どもの放課後について考える」 ～部活動について話し合ってみませんか?～

川崎 宏（さいたま教育研究所）

学力や体力、文化性や感性を養う中学生時代。部活動は教育課程に位置づくものではなく、いわゆる課外活動ですが、良い点も問題点もあります。部活動について日頃考えていることや疑問点を話し合いましょう。

1 中学校での部活動の位置づけ

2 部活動の現状

(1) 運動部

(2) 文化部

(3) さまざまな活動のようす

3 部活動の良い点

4 部活動の問題点

5 自他を大切にし、自立とつながりを求めて

第45回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体の紹介

(2008年4月～2009年3月まで)

<p>埼玉県地域婦人会連合会 会長 片貝 弥生</p>	<p>〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 (彩の国すこやかプラザ) TEL 048-822-2466 FAX 048-824-3083</p>
<p>【活動】①第 43回くらしの教養大学(食の安心・安全、米の消費拡大運動、歯科(口腔) 毎日の保健、知って安心マネー術、彩の国くらしプラザ見学) ②第 38回フォーラムサラ8ブロックリーダー研修会(地域社会と婦人会の役割～婦人会が出来る子育て支援～：講師・県教育事務所 主席社会教育主事兼主任指導主事、同 主任社会教育主事兼主任指導主事、同 社会教育主事兼指導主事。第1分科会：組織・リーダーづくり、第2分科会：少子・高齢社会における地域活動) ③結核予防のための復十字シール運動 ④北方領土返還要求運動 ⑤ちふれ化粧品購入運動 ⑥結婚相談 ⑦「緑の銀行」募金運動</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 消費生活審議会、社会福祉審議会、医療審議会、埼玉県屋外広告物審議会、社会福祉協議会、彩の国コミュニティ協議会、米消費拡大推進連絡協議会、公衆浴場入浴料金審議会、AED 普及推進協議会、伝統工芸士認定委員会、平和資料館運営協議会 他多数</p>	<p>【広 報】年2回(各1万部) 【会員数】8,000人 【設 立】1948年3月11日 【運 営】総会(年1回)、常任理事会(年5回)、本部役員会(年2回)</p>

<p>コーペル 会長 宮沢 方子</p>	<p>〒330-0056 さいたま市浦和区東仲町 10-7 TEL 048-882-1932 FAX 048-881-0102</p>
<p>【活動】①学習会：環境勉強会「ミャンマー・サイクロンと中国四川省地震」「天気図の見方—台風に備えて」「野外活動—秩父長瀬」「ノーベル賞日本人受賞者の功績」「足尾銅山坑道見学」「武甲酒造見学(彩のかがやき使用)」②参加：消費生活展(さいたま市、蓮田市)(さいたま市女・男フェスタさいたま) with you さいたまフォーラム ③福祉活動：福祉バザー、ふれあい会食、寄付福祉事業、古切手の収集と寄付、小児がんの子ども達へ支援、モンゴル高齢者健康協会との交流 ④文化活動：遊歩隊(浅草見物「ぐるりんこ」江戸の富士環めぐり、日光例幣使街道) 観劇、旅行、マイブランドの会 ⑤料理講習会(米粉使用)：味噌づくり、武甲酒造見学</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 稲苗協議会、米消費拡大推進連絡協議会、食の安全県民会議、地産地消推進会議、県卸売市場審議会、農林総合研究センター試験研究モニター会議、計量モニター、LPガス委員会、NPO 消費者被害をなくす会、食の安全オリーブ会議</p>	<p>【広 報】コーペルニュース 【会員数】3,000人 【設 立】1960年 【運 営】大会(年1回)、理事会(月1回)、各種委員会(月1回)、サークル活動</p>

新日本婦人の会埼玉県本部 会長 加藤 ユリ	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 2-3-10 黒澤ビル2F TEL 048-829-2307～9 FAX 048-829-2313
【活動】 ①家計簿運動②全国一斉スーパーしらべ③地球温暖化防止のとりくみやNO ₂ 測定④日本の農業を守り、食の安全を守る運動として、米・野菜産直運動、大豆畑トラスト、みそ作り、田植え、稲刈り、枝豆まつり⑤介護保険・医療改悪反対の学習と自治体との話し合い⑥少子化対策や、子育て支援として子ども医療制度の拡充の運動⑦30人学級実現のための運動と、学校の設備改善運動⑧「赤ちゃん・親子リズム」など若い母親の育児サークルの運営⑨核兵器壊滅のための写真展や戦争展、署名活動⑩自衛隊のイラク派兵反対・憲法改悪反対の学習会と署名⑪各自治体の消費生活展に参加⑫公園・駅・道路など改善運動	
【行政の審議会等の参加】 女性問題協議会、食の安全県民会議	【広報】 新婦人しんぶん 【会員数】 15,000人 【設立】 1962年 【運営】 県本部大会(2年1回)、県本部委員会(2カ月1回) 常任委員会(月1回)

埼玉母親大会連絡会 会長 平澤 侑	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-14-11 ゆないてい浦和 TEL・FAX 048-822-1817
【活動】 ①第54回埼玉母親大会開催(埼玉県・さいたま市後援)6月7日さいたま市民会館いわつき 参加1,000人、記念講演及び子育て・くらし・食・労働・平和など11分科会②県・地域母親大会で話し合った内容をまとめ県行政に要請する(約40項目)10月県担当部課と、11月知事と懇談。文書でも回答を受け各参加団体の運動の参考とする ③2009年国際女性デー埼玉集会を3月開催 ④12月8日「赤紙」と呼ばれる第二次大戦時の召集令状のモデルを県内の主要駅頭で配り、平和の大切さをアピールする。	
【行政の審議会等の参加】 なし	【広報】 母親通信 【会員数】 22県域団体、42地域実行委員会 【設立】 1955年 【運営】 埼玉母親大会(年1回)、埼玉母親大会実行委員会(月1回)、埼玉母親大会常任委員会(月1回)

埼玉公団住宅自治会協議会 会長 佐藤 利彦	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 3-15-6 TEL 048-832-4937 FAX 048-831-7888
【活動】 ①学習会：団地再生・再編方針 ②県選出の各政党国会議員への要請 ③自民党公団住宅を守る議員連盟の呼びかけで国交省、都市機構へ「家賃値上げ問題・居住者の安定について」要望 ④市・町議会への請願：「国への意見提出」9議会採択 ⑤第8回「団地の生活と住まいのアンケート」を実施：家賃値上げ「当面延期」となる ⑥都市機構支社との連携研究会 ⑦都市機構支社との定例懇談会 ⑧住宅管理センターとの定例懇談会	
【行政の審議会等の参加】 上尾市議会総務常任委員会 幸手市議会総務常任委員会 北本市建設経済委員会	【広報】 埼玉自治協ニュース埼玉(機関紙)自治協(年3回) 【会員数】 30,000世帯 【設立】 昭和53年

<p>埼玉県生活協同組合連合会 会長理事 伊藤 恭一</p>	<p>〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973</p>
<p>【活動】 1. 「消費者の権利の確立」をめざす運動：埼玉消費者被害をなくす会への支援、消費者行政強化を求める運動、県内消費者団体との連携を強める等 2. 食の安全を求める運動：食品安全局との「消費者懇談会」、食の安全県民会議参加等 3. 安心してらせる社会をめざす運動：消費者大会プレ学習会「もっと知りたい！後期高齢者医療制度」「今、地球環境を考える」 4. 環境の運動：①「家庭の電気ダイエットコンクール2008」実施 374 世帯参加 ② NO₂測定(6月：4,101 件、12月：3,403 件) 5. 福祉の運動：「介護保険制度の現状と課題」「介護報酬はどうか変わるのか」のミニ学習 6. 平和の運動：①平和・市民5 団体懇談会参加 ②原爆死没者慰霊式参加等 7. 地震などの災害時の備え：第 29 回八都県市合同防災訓練、「コープ防災塾 わがまち減災・MAP シュミレーション」参加等</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 消費生活審議会、環境審議会、食の安全県民会議、卸売市場審議会、畜産協議会、農産物輸出促進協議会、フロン回収・処理推進協議会、建築物安全安心推進審議会、彩の国さいたま魅力づくり推進協議、ヘルシー・フロンティア埼玉県民会議、国際交流協会、森林整備加速化協議会、化学物質円卓会議他</p>	<p>【広 報】情報(月刊)、写真ニュース(季刊)、さいたまの生協(年1回)、ホームページ、埼玉新聞に生協特集掲載(年2回) 【会員数】16 生協 約 202 万人 【設 立】1972 年6月 【運 営】総会(年1回)、理事会(年6回)、他各種委員会</p>

<p>埼玉県生協ネットワーク協議会 会長 滝澤 玲子</p>	<p>〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973</p>
<p>【活動】 1. 学習活動 ①公開学習会「男？女？み～んなたいせつ・み～んないっしょ」～国際条約からみた日本の女性の地位・男女平等～ ②今度はあなたがカモになるかも ③考えませんか？幸せの方程式④埼玉県における地産地消の取組み⑤米粉の学習・調理実習 2. 施設見学 国立ハンセン病資料館・多磨全生園、コープデリ秋津センター 3. 生協の活動交流 ①JA 女性組織協議会との交流②畜産女性いきいきネットワーク埼玉との交流</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 埼玉県消費生活審議会、埼玉県園芸振興審議会、埼玉県消費生活審議会苦情処理部会、埼玉県地方薬事審議会、埼玉県卸売市場審議会、埼玉県米消費拡大推進協議会、農産物安全技術専門委員会、埼玉県食の安全県民会議、「いつでもどこでも埼玉産」地産地消推進協議会、他多数</p>	<p>【広 報】情報(月刊) 【会員数】1,258,076 人 【設 立】2002 年7月 【運 営】全体会(1回)、運営委員会(年6回)、公開学習会企画委員会(年4回)、協議会(年6回)、公開学習会(年1回)</p>

生活協同組合さいたまコープ 理事長 佐藤 利昭		〒336-8523 さいたま市南区根岸 1-5-5 TEL 048-864-1181 FAX 048-865-3158
<p>【活動】1. 食と商品に関するとりくみ ①食の連続学習会(10～1月):産直、食情報、安全・安心をテーマに5会場 600人 ②タウンミーティング(4～5月):安全・安心、信頼回復をテーマに26会場 406人 ③「産地・工場見学」162回 5,664人、「商品学習交流会」74回 1,772人 ④「たんぼの学校」(田植、生物調査、稲刈り)、「はたけの学校」(植付け、収穫など)</p> <p>2. 子ども・子育て応援、助け合いなどのとりくみ ①秋の子ども・子育て応援:赤ちゃんマッサージなど80箇所に1,700人参加 ②親子ひろば:7会場320回開催 5,878人参加 ③地域(行政)子育て:08年4月北本市、09年3月春日部市の支援拠点事業受託 ④くらしのたすけあいの会(組合員の家事援助):援助会員819人で活動12,570時間 ⑤組合員「食事会」15ヶ所で134回開催 4,415人、「喫茶」9ヶ所で181回 2,769人</p> <p>3. CO₂削減・環境保全に関するとりくみ ①「子ども環境教室」(7～8月):環境に関するワークショップなど、22会場 526人 ②エコライフDAYチャレンジシート(春・冬):計31,000枚 76,000人参加、「みどりの基金」募金 ③コープ秩父の森教室:11回のイベントに391人参加、植樹2回(111人) 320本</p> <p>4. くらしの安心、地域・国際貢献などに関するとりくみ ①消費者力講座4回 330人、消費者力検定73人受講、一元化推進署名6,880筆 ②「減災MAPシミュレーション」:32ヶ所で開催 ③ユニセフ関連:ハンドインハンド(募金・宣伝)22会場 317人、年間募金約1,400万円贈呈 ④市民活動助成金:申込87団体中43団体に796万円助成</p>		
【行政の審議会等の参加】 埼玉県消費生活審議会委員・同苦情処理部会委員、食の安全県民会議委員、地産地消推進協議会委員、米消費拡大推進協議会理事、園芸振興審議会委員、社会福祉協議会評議委員、さいたま市消費生活審議会委員	【広報】「にじのひろば」:毎月発行(約37万部) 「COOPネットワーク」:隔週発行(約30万部) 『アピレ』(対外広報誌):毎月発行(約5,500部) 【会員数】793,549人(前年比103.5%) 【設立】1970年 【運営】理事会(毎月)、政策検討会(毎月)、理事・副ミーティング(毎月)、エリア会(月2～3回)など	

生活協同組合ドゥコープ 理事長 坂本 美春		〒335-0005 蕨市錦町 2-10-4 TEL048-432-7093 FAX048-432-0850
<p>【活動】1.食の安心・安全の確立①パルシステム100万人の食づくり運動の取組②予約登録米学習会・パルシステム重点商品7品目学習会・工場の公開確認会・ヨーグルト工場見学会・竹森美佐子食育の講演会・埼玉県産米「彩のかがやき」独自供給②飼料高騰に対する畜産生産者支援緊急カンパの取組・県内岩槻たんぼ交流・畑体験・神川町大豆作り体験 2.くらし課題解決 ①認知症学習会・認知症サポーター養成講座・NPO法人セカンドリーグ埼玉設立②消費者行政の一元化を推進する新組織の実現を求める請願書署名2,012筆 3.諸団体と連携した取組①埼玉県生協ネットワーク協議会参加・ストップ温暖化SAITAMAフェア参加・彩の国いきいきフェスティバル出展・お父さんのヤキイモタイム協力 4.諸団体と連携した地域づくり①八都府市合同防災訓練参加②ドゥコープ市民活動支援金7団体に助成 4.地球環境を守る取組①コープみんなでエコ2008環境活動交流会出展・リユース・リサイクル、エコ・カレンダー、キャンドルナイト、1日エコ・ドライブ・電気ダイエット等CO₂削減への取組・六ヶ所村ラプソディー上映会開催 5.次世代へつなぐ活動①「ミャンマー・サイクロン」「中国・四川省地震被災者支援」カンパの取組・DO平和募金の取組②韓国プルン生協との交流③憲法学習会</p>		
【行政の審議会等の参加】 なし	【広報】あすーる(月刊) 【会員数】99,862人 【設立】1951年5月 【運営】総代会(年1回)、理事会(月1回)、各種委員会	

医療生協さいたま生活協同組合 理事長 神谷 稔		〒333-0831 川口市木曾呂 1317 TEL 048-294-6111 FAX 048-294-1490
<p>【活動】1992年6つの医療生協が合併して誕生し、保健医療介護事業と組合員によるまちづくり運動を中心に運営しています。今年、「信頼と出会いをひろげて、生協を“いのち・くらし”に活かそう ～経済不安と医療・介護崩壊が深刻化。協同の力で、情勢を転換させよう！」をメインテーマに、事業と健康づくりで安心してくらするまちづくりを一步すすめ、医療と介護の危機を組合員と職員、たくさんの人たちとの協同の力・つながりでくい止めるとりくみをすすめる方針です。</p> <p>①組合員活動：WHO世界保健デー、ウェルカムパーティー、健康まつり・バスハイク、青空健康デー、医療懇談会、NO₂測定約2,200カ所（年2回）など ②学習教育活動：保健教室、くらしの学校、運営委員教室、通信教育、子ども保健教室など</p> <p>③助け合い活動：約70カ所（定期的なミニデイサービス活動、他）</p> <p>2009年度はウォーキングを通じて世界の子どもにワクチンを贈るウォークイベントが全県6箇所です。</p>		
【行政の審議会等の参加】 薬事審議会	【広 報】けんこうと平和(月刊)、Magネット(月刊) 【会員数】222,568人 【設 立】1992年 【運 営】総代会(年1回)、理事会(年12回)、他各種委員会	

さいたま住宅生活協同組合 理事長 本山 豊		〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-10-12 TEL 048-835-2801 FAX 048-822-7455
<p>【活動】①「住まいの基礎」講座を開催し、一級建築士・技術アドバイザーの基調報告、組合員・地域の方との懇談会形式の学習会を実施。②設計者会議が中心になって、「住まいの学習講座」を3回開催。住まいに、地球環境、省エネの考え方を取り入れる観点での学習会を実施。③NPO消費者住宅フォーラム、住宅生産団体連合会との共催・協力で、長期優良住宅の仕組み等について、一般市民や業者向けの学習会を開催。④建主と業者・技術者との懇談会。⑤協力業者の業務力量向上のための研修。⑥医療生協との協力による高齢者専用住宅建設準備</p>		
【行政の審議会等の参加】 埼玉県建築物安全安心推進協議会委員	【広 報】快適住まい(年4回) 【会員数】21,561人 【設 立】1992年8月 【運 営】総代会、理事会(年9回)、各種委員会	

埼玉県労働者共済生活協同組合(全労済) 理事長 片山 修三		〒338-8504 さいたま市中央区下落合 1050-1 TEL 048-822-0631 FAX 048-822-0865
<p>【活動】①県内住居者、勤労者への共済事業の推進 ②県内各店舗での保障に関する相談対応 ③助成事業の実施（環境保全・子供支援活動団体） ④組合員、地域住民を対象としたセミナーの開催（防災カフェ、認知症サポーター養成講座） ⑤小学生「作文・版画コンクール」の開催 ⑥介護・医療（健康）相談ダイヤルの実施 ⑦埼玉県スポーツ少年団小学生軟式野球交流大会への特別協賛</p>		
【行政の審議会等の参加】 なし	【広 報】セーフティファミリー （地域組合員用年2回、職域組合員用年1回） 【会員数】70.4万人 【設 立】1964年3月 【運 営】総代会(年1回)、理事会、各種委員会	

JA 埼玉県女性組織協議会 会長 青木 敏子	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-12-9 TEL 048-829-3432 FAX 048-829-2036
【活動】 ①JA女性部員として、従来の活動に加え小学校・地域への出前講座など展開 地産地消な一層の取り組み拡大を図る。 ②地球温暖化対策への取り組み—JA女性 エコライフ宣言— 地域の農業と美しい環境を次世代承し、住みよい地域社会づくりのために、地球温暖化に取り組む。 ③フレッシュミズの育成 後継者育成、次世代対策に伴う活発な活動の推進。 ④共同購入運動の推進 JA商品研究会により、信頼と安心の商品選定を行い共同購入の展開。	
【行政の審議会等の参加】 埼玉県青年農業経営士・地域指導農家認定委員、 埼玉県米消費拡大推進協議会委員、埼玉県金融・広報委員会委員	【広 報】 ホームページ開設 【会員数】 14,144人 【設 立】 1954年4月 【運 営】 総会(500人規模・5月)、組織代表者会議(17組織年4回)、部会 代表者会議(年1回)

埼玉県農民運動連合会 会長 立石 昌義	〒360-0111 熊谷市押切 2540-2 TEL 048-536-5960 FAX 048-536-5206
【活動】 ①5月に消費者団体と田植え体験。大利根町で約60名が行う。 ②8月に汚染米対策、食料自給率の向上などで関東農政局へ申し入れ。 ③米の産直交流会を東京で開催。50を超える米卸、米店が参加。	
【行政の審議会等の参加】 なし	【広 報】 新聞「農民」(週刊) 【会員数】 1,000人 【設 立】 1974年9月 【運 営】 理事会(隔月)

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本 誠司	〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 (埼玉県生協連内) TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973
【活動】 2009年3月に消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体として認定を受け、消費者契約法に違反する事業者の不当行為などに対して差し止めを請求する訴訟(消費者団体訴訟)を行うことができるようになりました。 1.事業者へ是正を求める活動 11事業者に対して、消費者契約法関連と商品の安全性関連の問い合わせを11件、申入れを9件、関連した連絡文送付を8件行いました。商品の安全性に関する申入れは表示の改善にも至りました。 2.調査活動 ①「市町村における消費生活関連事業調査」②携帯電話・低アルコール飲料に関する実態調査 ③葬儀のトラブルや保険等についてアンケート調査 3.消費者啓発 消費者行政の一元化に向けて学習会(2回) 4.情報提供 ①ニュースレターを年6回発行 ②ホームページの随時更新 5.消費者問題に関する社会制度の改善 ①消費者行政一元化を求める署名 11,057筆集約 ②シンポジウムの開催(2回) ③出前講座(4回)	
【行政の審議会等の参加】 なし	【広 報】 ニュースレター(年5~6回)、ホームページ 【会員数】 正会員 17団体 個人112人 賛助会員 8団体 個人 12人 【設 立】 2004年 【運 営】 総会(年1回)理事会(年6回)検討委員会(年6回)活動委員会(年11回)

埼玉県消費生活コンサルタントの会 代表 佐藤 洋子	〒363-0025 桶川市下日出谷 969-14 TEL・FAX 048-786-7110
【活動】 ①基礎法令事例研究会月1回開催 ②各審議会・委員会に委員として出席 ③多重債務協議会協力 ④埼玉県消費者大会・分科会協力 ⑤NPO法人埼玉消費者被害をなくす会協力 ⑥消費者行政充実埼玉会議出席 ⑦新行政充実会議(ユニカねっと)出席 ⑧生命保険協会・損害保険代理店協会事例検討会開催	
【行政の審議会等の参加】 埼玉県消費生活審議会委員、埼玉県トラック協会事業適正化評議会委員、埼玉県日照紛争調整委員会委員、埼玉県多重債務協議会	【広報】 会員だより 年4回程度発行、会報 年1回 【会員数】 130人 【設立】 1965年 【運営】 代表・副代表 各1名、監事2名、運営委員6名

春日部市くらしの会 会長 齋藤 恂子	〒344-8577 春日部市中央6丁目2番地 春日部市役所暮らしの安全課内 TEL048-736-1111 FAX 048-733-3825
【活動】 ①消費者問題：第44回埼玉県消費者大会参加、消費生活展参加「見直そう!!環境とくらし」、視察研修会「大正製薬(株)羽生工場」、消費者講座共催「食の安心・安全」、埼玉県計量モニター制度事業に協力 ②環境問題：春日部市レジ袋大幅削減のためのマイバッグ等持参運動の推進に関する協定に調印、マイバッグ持参運動実行委員会啓発活動(キャンペーン)に参加、エコライフDAY参加、年間を通じて資源回収 ③健康問題：手作り減塩味噌作り(豆の栽培から) ④福祉問題：歳末助け合い募金、ボランティア交流会参加、手作り減塩味噌を養老老人ホームへプレゼント⑤その他：広報誌作り	
【行政の審議会等の参加】 春日部市環境審議会、春日部市水道事業運営審議会、ごみ減量化・資源化等推進審議会、春日部市下水道事業審議会、春日部市社会福祉協議会、春日部市暴力排除推進協議会	【広報】 春日部市くらしの会だより(年1回) 【会員数】 172人 【設立】 1968年 【運営】 全体活動(総会・理事会含む)と6地区に分かれての活動

加須市くらしの会 会長 杉沢 正子	〒347-0005 加須市下樋遣川 675 TEL 0480-68-5343 FAX 0480-68-5343
【活動】 ①くらしの達人養成講座の開催：「くらしの安心・安全～住まいの安全対策～」 「いきいき地域づくり～生き生きとした第二の人生を送るために～」 「私のお葬式～自分らしいお葬式にするために～」 ②消費生活セミナーの開催：「知って得する税金の知識～確定申告、相続税、贈与税～」、「リサイクル品をつくりましょう」 ③消費生活一日教室の開催：「健康体操でさわやかに～腰痛、肩こり予防～」、「日本文化を楽しむ～折り紙工芸にチャレンジ～」 ④加須市内農産物直売所めぐり：花き栽培農家、きゅうり・トマト農園、ブルーベリー農園、養鶏場 ⑤県外生産工場等視察研修：(山梨県方面) ⑥くらしの会特別講座「郷土に伝わる食文化を学ぶ～五家宝を作りましょう～」 ⑦茶道体験講座 ⑧食の研究と調理実習 ⑨快適かぞ市民活動への参加(年2回) ⑩コミュニティ意見交流集会および市民団体活動報告会、パネル展示会に参加	
【行政の審議会等の参加】 加須市都市計画審議会、加須市男女共同参画審議会、加須市コミュニティづくり推進協議会、総務省地域力創造に関する有識者会議	【広報】 加須市くらしの会だより、ホームページ「加須市くらしの会」 【会員数】 175人 【設立】 1967年4月 【運営】 総会(年1回)、役員会(月1回)

<p style="text-align: center;">久喜市くらしの会 会長 宮内 智</p>	<p style="text-align: center;">〒346-8501 久喜市大字下早見 85-3 久喜市役所生活安全課 TEL 0480-22-1111 (代) FAX 0480-22-3319</p>
<p>【活動】①環境活動：牛乳パック、アルミ缶回収。家庭用廃油の回収、石けんづくり(各学校、公民館行事、各種イベントにて無料配布)、ゴミゼロクリーン久喜市民運動への参加。第5回環境フェア参加 ②学習活動：学習会 消費者被害のあれこれ、便利なカードのトラブル、久喜市議会傍聴、社会見学：首都圏外環放水路、日本ミルク、森永製菓、益子、親睦一泊旅行(福島県岳温泉)、県消費者大会やプレ学習会等に参加、埼玉消費者被害をなくす会理事会・検討委員会参加。③福祉活動：久喜市福祉運動会他協力、久喜の里ボランティア、歌謡クラブチャリティー発表会による社会福祉協議会への寄付。④久喜市及び久喜市商工会事業他参加：久喜市民まつり、防災訓練、久喜市交通安全母の会、男女共同参画、生涯学習事業、各公民館まつりの事業への参加。⑤クラブ活動：生活、薬草、料理、和装、歌謡、フォークダンス、吟詠クラブの活動を通じて、リサイクル、くらしと生活についての学習や現地研修、発表会、福祉活動や慰問等。⑥その他：正月用品販売等(自然食品の販売含む)。</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 久喜市環境推進協議会、久喜市社会福祉協議会、久喜市人権行政推進協議会、青少年育成久喜市民会議、久喜市食育推進協議会、久喜市男女共同参画審議会、久喜市交通安全母の会、久喜市民まつりの会、女と男のいきいきネットワーク、久喜市平和と人権の集い実行委員会、埼玉県消費者被害をなくす会</p>	<p>【広報】年2回 【会員数】260人 【設立】1969年 【運営】定期総会(年1回)、理事会(月1回)、定例部長会(年2回)</p>

<p style="text-align: center;">志木市くらしの会 会長 木下 里美</p>	<p style="text-align: center;">〒353-0002 志木市中宗岡 1-1-1 志木市市民生活部地域振興課 TEL048-473-1111(内線 2342) FAX 048-474-4462</p>
<p>【活動】①清涼飲料水やジュース類に含まれる砂糖の量を調べ、砂糖のとりすぎについて学ぶ夏休み子ども消費者教室開催 ②清涼飲料水やジュース類の砂糖の量をショーケースに展示し、一般市民の目に触れるよう呈示している ③志木市コミュニティ協議会事業に参加 ④4市消費生活共同通信講座受講 ⑤フリーマーケットいろは市に参加 ⑥いろはウォーキングに参加協力 ⑦新年会、研修旅行、講演会、商品テストなど実施 ⑧消費生活展開催 ⑨地産地消(アグリシッブ)販売に協力 ⑩マイバックキャンペーンに参加</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 志木市コミュニティ協議会委員、志木市社会福祉協議会委員、志木市食品ウォッチャー委員、志木市消費生活展実行委員会、志木市マイバックキャンペーン実行委員会、志木市環境委員会委員</p>	<p>【広報】会報(年3回) 【会員数】86人 【設立】1973年 【運営】定例会(月1回)、定期総会(年1回)</p>

<p style="text-align: center;">白岡町くらしの会 会長 川嶋 ヒロ子</p>	<p style="text-align: center;">〒349-0127 南埼玉郡白岡町千駄野 1335-14 TEL・FAX 0480-92-2734</p>
<p>【活動】役員定例会、総会、悪質商法被害防止の啓発、懇親会、(共催)消費生活セミナー、料理教室、編物教室、健康体操(年9回)、視察研修、わんぱく商店街協力、花いっぱい運動、ふるさと祭り参加(そば・うどん販売)、クリーン運動、白岡まつり参加(踊り)生産者と消費者の絆づくり、募金活動、</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 蓮田・白岡衛生組合協議会委員、白岡町コミュニティ協議会理事、中心市街地活性化推進委員、埼玉県共同募金白岡支会評議員、社会福祉協議会評議員、白岡町推奨特産品認定委員</p>	<p>【広報】季刊誌(年1回) 【会員数】88人 【設立】1969年 【運営】総会(年1回)役員会(月1回)</p>

越谷市消費生活研究会 会長 中村 千代子	〒343-0026 越谷市北越谷 2-26-23 TEL・FAX 048-975-8302
【活動】 ①消費者月間記念講演会(越谷市共催)枝元なほみ氏 ②消費生活研究会創立 30 周年記念講演会 大坪 譲氏 ③ほっと越谷 7 周年事業参加フリーマーケット ④埼玉県消費者大会参加 ⑤市民まつり参加 ⑥視察研修：埼玉種畜牧場サイボクハム・ロッテ狭山工場 ⑦レイク・タウンエコウォーク参加 アンケート調査(レジ袋削減に関する) ⑧消費生活講座：池本 誠司氏 ⑨市政移動教室 市内 4 箇所(リサイクルプラザ他) ⑩省エネ講座 小林 知子氏	
【行政の審議会等の参加】 消費者保護委員会、消費生活センター運営委員会、越谷市商工対策委員会、市民まつり運営委員会・実行委員会、NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会、埼玉県消費者大会実行委員会、越谷市消費生活モニター	【広 報】 会報「きくだより」(年2回) 【会員数】 14 人 【設 立】 1979 年6月 【運 営】 総会、役員会(年6回)、各部会(計 10 回)

さいたま市消費者団体連絡会 代表 久慈 美知子	〒339-0056 さいたま市岩槻区加倉 1-8-13 TEL・FAX 048-756-9670
【活動】 ①学習会：「知って安心、携帯電話の豆知識」(講師：有山 雅子氏) ②第 44 回埼玉県消費者大会に参加 ③第8回さいたま市消費生活展「あなたも私もみんな消費者～WE LOVE さいたま～」 ④消費者被害防止街頭キャンペーン ⑤内閣府主催、消費者教育の市民講師育成講座に3名参加 ⑥八王子市「くらしの見直し展」見学会 ⑦学習会「どうなってるの？消費者行政一元化」(講師：松苗 弘幸氏) その他：埼玉消費者被害をなくす会総会・講演会、消費者大会プレ学習会、消費者団体訴訟制度意見交換ミーティング、個人タクシー利用者懇談会等参加	
【行政の審議会等の参加】 さいたま市消費生活審議会、さいたま市食肉市場委員会、さいたま市食の安全委員会、北足立地産地消をすすめる会	【広 報】 会報(年4回) 【会員数】 9 団体 【設 立】 1999 年4月 【運 営】 総会(年1回)、定例会(月1回)

所沢市消費者団体連絡会 会長 河村 フクエ	〒359-0033 所沢市こぶし町 6-2 TEL・FAX 04-2998-4165
【活動】 ①総会、所沢市出前講座「後期高齢者医療制度について」 ②消費生活展「所沢のゴミを考える」記念講演会「所沢でもゼロウェイストを」 ③施設見学ーストップおんだん館	
【行政の審議会等の参加】 所沢市生涯学習をすすめる市民会議委員、西部地区消費者団体活動推進世話人会、NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会	【会員数】 5 団体 【設 立】 1985 年 【運 営】 総会、消費生活展、定例幹事会

埼玉県内の市町村における消費生活関連事業調査を終えてのコメント

2009年 10月
第45回埼玉県消費者大会実行委員会
埼玉消費者被害をなくす会

埼玉県の市町村消費者関連事業調査は、1999年から毎年実施し、今回で11年目になります。継続的に事業調査をすることで、70市町村の消費者行政担当の皆様からご理解とご協力をいただいています。

なお、調査結果は、毎年開催される「埼玉県消費者大会」に資料として報告させていただいています。

<2009年度の消費生活関連事業調査から見えてきたこと>

2009年5月29日、消費者庁関連三法が成立し、9月1日に消費者庁と消費者委員会が設置されました。消費者行政の司令塔としての期待は大きく、また消費者庁を含めた「消費者行政全般」に対する監視機能を持つ消費者委員会の責務も重大です。

しかしながら、消費者にとってもっとも身近な立場にある地方消費者行政は脆弱であり、その強化・充実が求められているところです。今回、私たちは、埼玉県下70市町村の消費者行政の現状と課題を確認するため、アンケート調査を実施しました。

私たち消費者団体と消費者行政担当の行政組織は、ともに地方消費者行政の充実にむけて努力していく車の両輪でもあります。今回御多忙の中、全ての市町村より回答をいただきました。回答していただいた市町村及び担当者の皆様には感謝申し上げます。

(1) 消費者行政を担当する人員体制と予算措置が不十分です。

消費者行政を担当している職員体制は、専任職員が配置されているのが13自治体(前年に比べ▲2)になっています。10年前と比べると8自治体の減、5年前と比べると11自治体の減少になっています。

自治体の合併等もあり、職員数(専任の延べ人数)が41人となり、前年に比べ4人減少になっています。平成17年度調査と比較すると17人減少しています。さいたま市・所沢市では、専任職員が多く、上記2自治体を除く68市町村での専任職員数は22人になってしまいます。また、人口20万人以上の都市(9自治体)で、専任の職員が配置されていない自治体が4自治体あります。本年9月、消費者行政の司令塔・消費者庁が発足しました。今までの産業構造優先から、消費者の立場に立った行政への転換が必要な時に、地方消費者行政の専任担当職員の減少は見過ごすことのできないことです。

財政面からみると、消費者行政関連予算が増加した自治体は32自治体(前年比+4自治体)で、70市町村の前年比は104.1%になります。増加額は、1,129万円ですが、これはさいたま市の増加額(1,369万円・活性化基金の活用)以下であり、69市町村の額は前年を下回っています。活性化基金の活用は、1自治体に限られており、多くは秋の補正予算で対応していくものと推測しています。

一人当たりの消費者行政予算は、39.8円/人です(50円/人を超えているのは10自治体あります)。地方交付税の使い道は任意ですが、消費者行政予算が減少しているなか、市町村毎に変動するのではなく一定の基準は確保してほしいものです。

また、専任職員の専門性の向上に向けた努力を期待しています。

(2) 多くの市町村に消費生活センターの設置が待たれます。

平成 16 年調査をピークに架空・不当請求が減少しているため相談件数は減少しています。しかし、手口は巧妙・悪質になっており、件数は高い水準で推移し、相談内容では「あっせん」が増加しています（構成比、前年比+0.6%）。しかし、週 4 日以上相談日を設定しているのは 24 自治体（多くは相談員 1 人）で、週 5 日以上相談日開設は 19 自治体（27%、40 市の半数）に留まっています。相談員の体制では、56 の市町村で「0 人又は 1 人」です。常時複数の相談員体制が組んでいるところは、8 自治体です。70 市町村の半数以上で、週 5 日以上相談日（複数の相談員がいて）を持つ消費生活センターの設置が望まれます。また、センター設置の困難な町村でも、周辺自治体と協同してのセンター設置を望みます。今回の基金を活用した計画とその推移を見守ります。

(3) 消費者団体の育成・強化

地域の消費者団体は、財政問題や後継者の育成、活性化などの克服すべき問題を内包しながら、日々奮闘しています。消費者団体への補助金は、43 市町村（前年比▲3 団体、▲328 千円）で行われていますが、毎年減少を続けています。また 12 市では、「補助金制度がない」又は「補助金が 0 円」です。埼玉県消費者団体連絡会の調査では、過去 5～6 年で補助金が 25%前後削減されています。補助金が減少し、前述のように消費者行政担当部署の専任職員が減少してきています。第一義的には、消費者団体自らの課題ではありますが、消費者被害の未然防止・救済には消費者団体の育成強化が欠かせません。消費者行政担当部署からの消費者団体への支援の第 1 位は「事務局としての支援」です。消費者行政担当部署からの関わりを深め、さらに担当部署からの継続した指導・援助を求めます。

(4) 啓発・情報提供の必要性

広報誌を活用し情報提供している自治体は 58 自治体になります。また、パンフレット等の活用も 49 自治体と前年に比べ増加しています（+4）。消費者教育講座の実施も 50 自治体と前年に比べ増加しています（+4）。ただし、「平成 20 年度版国民生活白書」によると消費者が被害（消費者被害）にあった時の相談先について、どこにも相談していない人が 33.7%いるという結果が出ています。今後もさらに多くの取り組みを期待するところです。

(5) 地方消費者行政担当部局と消費者団体の連携

消費者被害の未然・拡大防止に向けて、福祉関係 34 自治体（前年 25 自治体）、警察関係 17 自治体（10）、介護関係 16 自治体（14）、など 43 自治体では 97 庁内関係部署等と連携をとっています（前年に比べ 31 増加）。消費者被害の救済に向けての努力を評価するとともに、他の 27 自治体での努力を熱望するところです。

また、消費者相談窓口へ寄せられる相談内容では、あっせんが増加し・助言が減少しています。困難な事案が増加しているのか、時間の経過の中で困難性が増加したのかは不明ですが、消費者に対して「消費者相談窓口」の周知徹底を強めることは重要です。

また、消費者団体と連携した啓発活動は非常に効果的であると考えます。消費者被害の中には、他者には相談しにくく表面化しにくいという傾向があるものも多いですが、把握しにくい消費者被害を掘り起こしていくという点からも、消費者団体と連携していくことは重要です。そして、さらに一歩すすめて、地方消費者行政には消費者団体との常設の委員会の設置、市町村の消費生活条例設置の検討も希望します。行政からの支援によって、地域でたくさんの消費者団体が誕生することを願っています。

埼玉県内の市町村における消費生活関連事業調査報告

2009年 10月
第45回埼玉県消費者大会実行委員会
埼玉消費者被害をなくす会

1. 調査実施時期 2009年 6月
2. 調査対象 埼玉県内の70市町村
3. 回答状況 70市町村

Q 1. 消費者行政を担当している部署について

＜職員の専任・兼任の区分＞

自治体数

	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
専任のみ	13	14	14	12	10	11	13	8	8	10	10
専任・兼任両方	8	8	8	8	10	13	8	12	6	5	3
兼任のみ	67	70	70	72	70	66	64	51	55	55	57

＊専任の職員が配置されている市町村は、10自治体(14.3%)で前年と同じ。

専任・兼任の両方が配置されている自治体は、3自治体(前年に比べ専任減少△3、増1)

兼任のみの市町村が57自治体(81.4%)と昨年の54自治体より増加。

＜専任職員数＞

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
専任の人数	55	58	45	45	51	58	50	40	45	41
兼任の人数	113	120	135	129	186	171	163	164	160	165

＊減少化傾向が続く、消費者行政担当職員数

専任の人数は41人(前年に比べ△4人)、兼任の人数は165人(前年に比べ+5人)

Q 2. 一般会計当初予算と消費者行政関連予算について

一般会計当初予算		消費者行政関連予算 () 内前年自治体数	
前年度より増えている	46自治体・ 65.7% (43自治体)	前年より増えている	32自治体 45.7% (28)
		前年と同じ	6自治体 8.6% (8)
前年度より減っている	24自治体・ 34.3% (27自治体)	前年より減っている	32自治体 45.7% (34)
		合計(前年比)	101.5%
		104.1%	

・1自治体で大幅に増額しているところもありますが(活性化基金の活用)、他自治体での活性化基金の活用は秋以降の補正予算で対応すると思われます。

＊消費者行政関連予算は、前年比104.5%(前年に比べ1,129万円増)

・さいたま市が、前年比127.9%(前年比1,369万円増)のため、他の市町村の予算額は前年割れ。
39市(さいたま市除く)→前年比98.6%、30町村の前年比→102.8%

●消費者行政関連の決算額について(予算比、市町村合計94.7%)

予算よりも多かった自治体	1自治体	1.4%
予算より少なかった自治体	64自治体	91.4%
予算と同額だった自治体	5自治体	7.1%

●一般会計予算に占める消費者行政関連予算の割合について

前年度より増えている自治体 16 市 15 町村 44.3%
 前年度より減っている自治体 24 市 15 町村 55.7%

●消費者行政関連予算の金額の傾向（平成 21 年度）

1,000 万円以上 4 自治体(前年 3)
 500 万円以上 1,000 万円未満 11 自治体(前年 12)
 100 万円以上 500 万円未満 28 自治体(前年 26)
 10 万円以上 100 万円未満 24 自治体(前年 26)
 10 万円未満 3 自治体(前年 3)⇒

(10 万円未満の内訳)		
1 円以上	1 万円未満	2 自治体
1 万円以上	5 万円未満	0 自治体
5 万円以上	10 万円未満	1 自治体

●消費者行政関連予算 金額トップ5

1 位 さいたま市 62,783 千円 2 位 川越市 26,619 千円
 3 位 狭山市 17,597 千円 4 位 所沢市 9,877 千円
 5 位 川口市 9,249 千円

●人口 1 人当たりの消費者行政関連予算 金額トップ5

1 位 ときがわ町 176.5 円 2 位 狭山市 111.2 円
 3 位 和光市 99.5 円 4 位 川越市 78.8 円
 5 位 蕨市 67.5 円 (ときがわ町相談員報酬 228 万円)

Q 3. 消費者団体に対する補助金等の制度について

ある 43 自治体・61.4% (前年 43 自治体)
 なし 27 自治体・38.6% (前年 27 自治体)

補助金額の内訳

(カッコ内前年)

金額	30~40 万	20~30 万	10~20 万	5~10 万	1~5 万
自治体数	5 (5)	6 (7)	12 (12)	8 (9)	9 (9)

補助金制度はあるが、消費者団体がなく補助金 0 円が 1 自治体
 補助金を受けている団体数 59 団体 5,839 千円 (1 団体平均 99 千円)
 前年比▲ 3 団体▲ 328 千円 (昨年は、62 団体 6,167 千円)

Q 4. 消費者団体に対する支援として、どのような施策が取り組まれていますか？(複数回答)

1 位 事務局として支援 (39) 2 位 情報提供 (38)
 3 位 研修・集会の場の提供 (34) 4 位 講演会・講習会の実施 (28)
 5 位 視察研修等 (25) 6 位 交付金・助成金等資金の援助 (5)
 その他 庁用バスの借用、発表の場の提供、セミナー等への参加の推進等

Q 5. 消費者団体が参加する「消費生活展」の開催について

開催している 25 自治体・35.7% (前年 25 自治体)
 開催していない 45 自治体・64.3% (前年 45 自治体)

Q 6. 市町村が設置した審議会・委員会等への消費者代表の参加について

参加している	34 自治体・48.6% (前年 33 自治体)	1 人~2 人	16 自治体 (前年 15 自治体)
		3 人~5 人	10 自治体 (前年 9 自治体)
		6 人以上	8 自治体 (前年 8 自治体)
参加していない	36 自治体・51.4% (前年 37 自治体)		

- * 審議会等への消費者参加→枠はあるが参加ゼロ（2）、不明（1）
- * 消費者の代表が参加する審議会・委員会数 132 委員会（28 市平均 4 委員会、6 町村 1 委員会） 審議会・委員会への消費者代表の参加者数 132 人（前年 148 人・前年比 89%）

Q7. 消費者被害の未然・拡大防止のための連携をしていますか？（複数回答） カッコ内前年

連携している	43 自治体・61.4% (43 自治体) 28 市 15 町村	福祉関係	34 自治体 48.6% (25)
		商工関係	10 自治体 14.3% (4)
		警 察	17 自治体 24.3% (10)
		弁護士会	6 自治体 8.6% (6)
		司法書士会	8 自治体 11.4% (4)
		学校関係	6 自治体 8.6% (3)
		介護関係	16 自治体 22.9% (14)
		《その他》庁内関係部署、近隣市町の担当課、国民生活センター、消費生活支援センター等	
連携していない	27 自治体・38.6%(27 自治体)	12 市 15 町村	

*他部署や他機関との連携が広がっています（自治体数の増加はありませんが、提携の団体数は 66 団体から 97 団体に増加）。

Q8. 消費者教育として実施していることは何ですか？（複数回答） カッコ内前年自治体数

消費者教育講座・一般対象	50 自治体 71.4% (前年 46)
消費者教育講座・若者対象	10 自治体 14.3% (前年 10)
消費者教育講座・高齢者対象	33 自治体 47.1% (前年 30)
消費者教育講座・《その他》民生委員、ヘルパー、団体会員、障がい者、新入社員他	
情報提供・広報誌の活用	58 自治体 82.9% (前年 63)
情報提供・パンフレットの配布	49 自治体 70.0% (前年 45)
情報提供・情報誌の作成	9 自治体 12.8% (前年 9)
情報提供・回覧等で呼びかけ	21 自治体 30.0% (前年 19)
情報提供・有・無線放送防災無線等の活用	6 自治体 8.6% (前年 9)
情報提供・《その他》駅頭電光掲示板、ホームページ掲載、生活展の開催、パネル展示他	
消費者モニター制度	あり 6 自治体 (8.6%) (前年 8)
	なし 64 自治体 (91.4%) (前年 62)
消費者啓発関連のホームページの運営	あり 26 自治体 (37.1%) (前年 21)
	なし 44 自治体 (62.9%) (前年 49)

Q9. 消費者相談の窓口の設置について

消費生活センターを設置している ※1	24 自治体 34.3% (前年 8)	20 年度 相談件数	1～ 999 件	15 自治体
			1000～1999 件	8 自治体
			2000 件以上	1 自治体
庁舎内に消費者相談コーナーを設置している ※2	39 自治体 55.7% (前年 52)	20 年度 相談件数	1～ 49 件	20 自治体 (17)
			50～ 99 件	5 自治体 (6)
			100～499 件	14 自治体 (21)
設置していない	7 自治体・10.0% (前年 9)		(他の自治体に委託している 4 含む)	

※1 消費生活センターとは、「相談員がいて、相談日が週4日以上開設」を基準にしました。前年までは、該当自治体の申告数でした。

※2 コーナーが設置してあっても、相談0件が2自治体

●相談件数の変化について

	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
相談件数(市)	12,598	15,039	16,965	20,295	24,214	41,725	52,489	33,590	30,881	31,334	30,370
相談件数(町村)	138	47	131	131	187	805	1,493	884	872	699	651
計	12,736	15,086	17,096	20,426	24,401	42,530	53,982	34,474	31,753	32,033	31,021

●相談内容の内訳

カッコ内 構成比

	あっせん	紹介	助言	情報提供	その他
件数(市)	2,553 (9.1%)	1,802 (6.5%)	19,499 (69.8%)	3,880 (13.9%)	194 (0.7%)
件数(町村)	89 (15.7%)	50 (8.8%)	372 (65.5%)	53 (9.3%)	4 (0.7%)
計	2,642 (9.3%)	1,852 (6.5%)	1,9871 (69.7%)	3,833 (13.8%)	198 (0.7%)
前年構成比	(8.7%)	(6.1%)	(71.1%)	(13.3%)	(0.8%)

*相談件数は、平成16年調査時を最高に減少傾向にあります。(架空請求等に対するインフォメーションが、行政・マスコミ等で行われてきました。)

●主要24市(週4日以上)の相談日数・相談件数

<相談員の人員体制(1日当り)>

相談員数	1人	1人~2人	2人	3人以上
自治体数	10市	6市	7市	1市

<相談受付件数(平成10年度、16年度、17年度、18年度、19年度との比較)>

自治体	平成10年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
さいたま市	2,067	14,770	10,029	9,163	9,730	9,057
川越市	525	2,915	1,514	1,320	1,273	1,313
熊谷市	201	652	307	343	321	448
川口市	954	3,229	2,160	1,988	1,971	1,799
所沢市	1,469	2,953	1,798	1,714	1,847	1,705
加須市	128	733	523	325	344	295
狭山市	1,129	3,511	1,966	1,659	1,527	1,511
上尾市	738	3,345	1,790	1,657	1,611	1,622
草加市	614	993	1,052	1,068	1,006	928
越谷市	900	2,425	1,634	1,497	1,449	1,346
戸田市	48	414	471	486	529	546
入間市	620	2,451	1,381	1,248	1,168	1,272
朝霞市	273	1,407	692	654	583	601
志木市	175	534	338	338	274	256

和光市	-	943	618	517	563	525
新座市	404	1,661	1,064	941	1,177	1,001
富士見市	299	781	705	721	667	646
ふじみ野市	252	758	651	669	723	694
三郷市	372	338	196	586	545	527
飯能市	151	532	469	477	457	490
蕨市	0	196	162	145	104	138
八潮市	105	338	196	206	253	275
坂戸市	210	693	397	351	405	398
鶴ヶ島市	236	560	269	286	280	301
計	11,870 件	47,132 件	30,382 件	28,3590 件	28,807 件	27,694 件

●46市町村の相談日数の内訳

相談日	週1日未満	週1日以上	週2日以上	週3日以上
自治体数	8自治体	13自治体	8自治体	9自治体

*不明・相談日ゼロが8自治体

<46市町村の相談受付件数（平成10年度、16年度、17年度、18年度、19年度との比較）>

自治体	平成10年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
相談件数	866	6,850	4,092	3,394	3,226	3,327

●消費生活相談員（有資格者）の配置について

配置している	63自治体・90.0% (前年61自治体)	有資格者 ※	1人	27自治体 (22)
			2人	10自治体 (13)
			3人	11自治体 (11)
			4人	10自治体 (7)
			5人	2自治体 (4)
			6人以上	3自治体 (3)

※消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活専門相談員、消費生活相談員



LPガスのこと、 お気軽にご相談ください。

安全性は怎なの？

LPガスには
どのような特徴が
あるの？

ガス器具の
交換はどうしたら
いいの？

環境に
やさしいって
本当？

災害時に
強いつて
本当なの？

全国どこでも
使えるの？



きっと満足!!
ご相談受付中!

LPガスは、強い火力で料理にうれしい。

LPガスの発熱量は24,000Kcal、強い火力が大きな魅力。火力が強いエネルギーなので料理のプロたちも好んでLPガスを愛用。LPガスを使った料理はとてもおいしく出来上がると言われています。キッチンに立つ奥様の強い味方です。

しかも、環境にやさしい、災害にも強い。

しかも、LPガスは、各家庭へ容器によって供給。どんな場所でも簡単に設置できます。定期的にご家庭に伺い、配送・点検しますので、安全・安心さも格別。環境にやさしい、万一の災害時にも強いなど、たくさんの魅力を備えたLPガス。この機会に、ご検討されてみてはいかがでしょうか。

やっぱり、LPガスがいいね。

埼玉県LPガスお客様相談センター

フリーダイヤル **0120-41-9640**

○ご相談タイム/午前9:00~午後5:00(土・日・祝日・祭日は休まず)



社団法人 埼玉県LPガス協会内
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-2-1-410
エイベックスタワー浦和 オフィス東館4F

生協組合員
の皆さまへ

“暮らしの応援団”の〈中央ろうきん〉です。

※生協では相談や受付は行っていません。

大会のご盛会を心より お祝い申し上げます



基本姿勢

はたらく仲間の
金融機関です。

基本姿勢

非営利・公平・民主的
運営の金融機関です。

基本姿勢

生活者本位の
金融機関です。

ろうきん
だから
できること

〈中央ろうきん〉の商品・サービス

預金商品

総合口座

エース預金

定期預金

など

ローン商品

住宅ローン

カーライフローン

教育ローン

など

サービス

他行・ゆうちょ銀行・コンビニ等の
ATM利用手数料 **キャッシュバックサービス**



など

※運用商品として、投資信託・個人向け国債などもお取扱ひしています。

資料請求・借入相談・ローン内容のお問合せ

生協組合員向けろうきんフリーダイヤル ☎ **0120-692-506**

〈ろうきん〉に コール 月~金曜日
AM9:00~PM5:00
(祝祭日休)

●ろうきんフリーダイヤルにご連絡いただければ、ご自宅に無担保ローン仮審査申込書を郵送いたします。
●また、埼玉県内の〈中央ろうきん〉店舗に「CO・OP知っ得情報チラシ」が設置されているのでご利用ください。

インターネットで
ローンの相談や仮審査申込ができます。

http://chuo.rokin.com/kaiin_cms/login.html

ID・PASSWORDともに **coop1**



日本を、食卓から **元気** にしたい。

コープネットグループは
安全で安心できるおいしさを
606ヶ所の産直産地からお届け

.....
コープネットが契約する産直産地は全国で606ヶ所。
生産者の顔が見える安全で安心なおいしい食材を、安定
した価格でお届けします。また、地元産の食材も積極的
に取り扱い、産地消費への取り組みも強化しています。

※産直産地数はコープにいがたを含む2008年1月~12月実績



丹精こめて育てた「たまねぎ」を収穫する生産者



いばらきコープ とちぎコープ コープぐんま ちばコープ さいたまコープ
コープとうきょう コープながの コープにいがた コープネット事業連合

<http://www.coopnet.jp>

さいたまコープは、安心して豊かなくらしを支えます。



おいしい、うれしい、たのしい、こころあったまる「コープのお店」

おいしく食べる、しあわせ届く、生協の宅配「コープデリ」



さいたまコープ

40周年

埼玉県さいたま市南区根岸1丁目5番地5号
TEL 048-861-1181 (代表) <http://saitama.coopnet.or.jp>

さいたまコープ 検索



co-opdeli
生協の宅配 コープデリ

コープデリの資料請求・お問い合わせは

0120-043-502

「安全」「安心」「おいしさ」を

pal*system

ご自宅までお届けします！

パルシステムがお届けする米や青果は、
作る人の“顔が見える”産直品ばかり。
ライフスタイルに合わせた3つのカタログをご用意して、
「安全」「安心」「おいしさ」を、
皆様のご自宅までお届けします！



サンプルカタログを差し上げます。お気軽にお問い合わせください。

生活協同組合ドゥコープ



0120-860-678

受付時間は月～金
AM9:00～PM8:00

BODY  **プラスココロ**

花菱のオーダースーツづくりにはココロがあります。



- | | |
|------------------------|-----------------------|
| B e style | 自分らしく、自分仕様のスーツデザイン。 |
| E ntertainment | ビジネス、フォーマル、オフ。様々なシーン。 |
| S ustainability | いつでも着たい。いつまでも着たい。 |
| P erformance | つくり手の顔が見える安心感。 |
| O ne & only | 唯一無二。世界に一つだけの満足。 |
| K indness | 身体に優しく、快く。 |
| E njoy | 喜びを得る。そして、楽しむこと。 |

花菱縫製株式会社

〒339-8686 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保2059
TEL.048-798-4129(代)
<http://www.hanabishi-housei.co.jp/>

HANABISHI



医療生協さいたま

健康

医療

介護

♪医療生協さいたまは、みなさまの健康づくりを応援します♪



紹介も大歓迎です

看護職員募集

患者様の心に寄り添い、患者様の願いを出発点にして、看護を行っています。一歩立ち止まり、患者様のために何ができるか考え踏み出す看護が、私たちの看護の心です。
やりがいのある楽しい職場です。私たちと一緒に働きませんか？

【病院機能評価認定病院】

埼玉協同病院（川口市） 埼玉西協同病院（所沢市）

熊谷生協病院（熊谷市） 秩父生協病院（秩父市）

連絡先：本部保健看護課 まで

〒333-0831

埼玉県川口市木曾呂 1317

048-294-6111（代）

私たち全農グループは、
生産者と消費者を 安心で結ぶ懸け橋
になります。

 JA全農さいたま

心強く、きめ細かく、幅広く。
こくみん共済には、
家族一人ひとりが
安心できる保障があります。

家族一人ひとりに、一生つづく大きな安心を。



こくみん共済

個人定期生命共済・こども定期生命共済・終身定期生命共済・遺言共済・終身生命共済・個人長期生命共済

保障のことなら
全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として
共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとり
ある暮らしをめざしています。出資金をお支払
いいただいて組合員になれば、各種共済をご利
用いただけます。



全労済埼玉県本部 048-822-0631

(埼玉県労働者共済生活協同組合)

住まいは安心・安全の住宅生協で づくりは

環境に配慮
省エネ住宅

長寿命の家
「明日家」
あすか

高齢者・障
害者に優し
い家

- ◆リフォーム(増改築、耐震工事、屋根、外壁塗装、内装など)大歓迎
- ◆不動産、造園、2年に1度の無料住宅診断制度
- ◆安全のシロアリ消毒

お気軽に
お電話
下さい



さいたま住宅生活協同組合

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-10-12

TEL048-835-2801 <http://www.houscoop.or.jp/>

お問い
合わせ

0120-406-902

見積り
無料

ありがとう  これからも

ホテルの本格グルメを お届けいたします。

ご家庭でのお集まりから、
企業主催のパーティーまで、
ご希望に合わせて当ホテルのシェフによる
本格的なお料理と一流のサービスを
お届けいたします。
どうぞお気軽にご相談ください。



浦 和

ロイヤルパインズ ホテル

〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町2-5-1
TEL.(048)827-1111

<http://www.royalpines.co.jp/urawa>



カタログ チラシ ハガキ
名刺 社内報 文集
帳票類 同人誌 自費出版



合同会社 **双信舎印刷**

さいたま市浦和区瀬ヶ崎2-16-10

TEL.048-886-5556 FAX.048-881-0975 mail : sosinsya@f5.dion.ne.jp



屋内・屋外看板 / 電気・LED看板 / イベント・各種会館
リメイク・修理・その他 小さな物1点からでも承ります。

御見積もり 無料です

TEL 048-855-4437
FAX 048-852-1936

有限会社 創業明治38年
美術看板工芸 **エロツヤ**
埼玉県さいたま市桜区下大久保 1028-30

生産と消費をむすぶ

米の産直

まいみやま米店



〒338-0014 さいたま市中央区上峰4-9-5
TEL/FAX 048-852-8888

「伝える」が仕事。編集制作引き受けます

機関紙・広報をはじめ、ビラ・チラシ、パンフやリーフ、ポスター、議案書、
年史など、企画立案からデザイン提案まで専門のスタッフが対応。
あらゆる宣伝物の印刷・制作をお引き受けしています。

株式会社 **埼玉総合宣伝センター**

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-3-10 黒沢ビル3F
Phone 048-825-7531 Fax 048-825-7536
E-mail : info@s3c.co.jp

確かな技術が守り続けます。 あなたの街の電気安全



1. ご家庭や商店等の電気設備の安全調査などを定期的に行っています。
2. ビルや工場などのお客さまから委託を受けて電気設備の点検を行っています。
3. チラシ・パンフレット・講習会やテレビなどで電気安全知識のPRを行っています。



財団法人関東電気保安協会埼玉事業本部

KDH

さいたま市中央区上落合 4-10-6

TEL048-856-3051 <http://www.kdh.or.jp>

県内安心ネットワーク 熊谷/越谷/川越/久喜/所沢

**ユーアイコープは「産直」
と「環境保全」を大切にし
食卓に「安全」「おいしい」「お役立ち情報」
をお届けします。**

産直・安心・わたしの宅配

ユーアイ コープ

埼玉県勤労者生活協同組合

フリーダイヤル 0120-039-088

(受付時間：月～金 午前9時～午後7時)

ホームページ <http://www.uicoop.com>

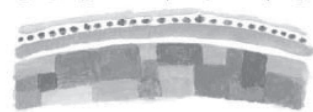
【サンプル、カタログをお送りします。お問い合わせもお気軽に！】

100万人の行動で
食料自給率を高めよう！



2009パルシステム
100万人の食づくり運動

耕せ!
日本の食と農



pal*system

主催 第45回埼玉県消費者大会実行委員会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

埼玉県生協連内

TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973

